

（一） 共済組合法関係

第2条関係

第1項第1号

- 1 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第2条第1項柱書に規定する「二月以内の期間を定めて使用される者であつて財務大臣が定めるもの」、第2項第1号イ及び第2号イに規定する「二月以内の期間を定めて任用された者であつて財務大臣が定めるもの」並びに同項第3号に規定する「二月以内の期間を定めて採用された者であつて財務大臣が定めるもの」は、2月以内の期間を定め、当該定めた期間を超えて使用又は任用されることが見込まれない者とし、当該定めた期間を超えて引き続き使用又は任用されるに至つた場合を除くものとする。
- 2 2以上の事業所に採用された者に係る施行令第2条の規定の適用については、次により行うものとする。
 - (1) 国の事業所（組合（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する組合をいう。以下同じ。）に属する事業所をいう。以下この項及び第37条関係において同じ。）に採用される前に地方の事業所（地方の組合（法第55条第1項第2号に規定する地方の組合をいう。以下同じ。）に属する事業所をいう。次号及び第4号において同じ。）に採用された者については、施行令第2条の規定により、組合の組合員の資格を有する職員とはならないものとする。ただし、当該者が当該地方の組合の組合員の資格を喪失したときは、当該喪失した日に組合の組合員の資格を取得するものとする。
 - (2) 同日において国の事業所と地方の事業所に採用された者にあつては、当該者の申出により組合又は地方の組合のいずれかの組合員となるものとし、地方の組合の組合員となつた者については、施行令第2条の規定により、組合の組合員の資格を有する職員とはならないものとする。ただし、当該者が当該地方の組合の組合員の資格を喪失したときは、当該喪失した日に組合の組合員の資格を取得するものとする。
 - (3) 国の事業所と学校法人等（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第14条第1項に規定する学校法人等をいう。以下この項において同じ。）に採用された者については、当該学校法人等において私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第42号）第1条の2第1項第1号に掲げる者に該当するものとされた場合に組合の組合員となるものとし、当該者は国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第87条の2第1項の規定による短期組合員資格取得届を当該組合に提出するものとする。ただし、当該者が、その後当該学校法人等において同号に掲げる者に該当しないものとされたときは、法第55条第1項第2号に規定する私学共済制度の加入者になるものとし、施行規則第87条の2第3項に規定する退職届を提出しなければならない。
 - (4) 国の事業所と民間の事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所であつて、国の事業所、地方の事業所又は学校法人等以外のものをいう。）に採用された者については、当該国の事業所が属する組合の組合員となるものとし、健康保険法第200条第1項及び第202条の規定により、同法による保険給付及び保険料の徴収を行わないものとする。
- 3 施行令第2条第1項第7号の規定の適用については、次により行うものとする。
 - (1) 施行令第2条第1項第7号に規定する「常勤職員について定められている勤務時間により勤務することを要することとされているもの」は、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常勤職員について定められている勤務時間により勤務した日（以下この項において「勤務日数」という。）が1月間につき18日（1月間の日数（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。以下「休日法」という。）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上であるものとする。
 - (2) 勤務日数には、次に掲げる日を含み、休日法第1条第1項各号に掲げる日（実際に勤務した日及び休暇を与えられた日を除く。）を含まないものとする。
 - (イ) 施行令第2条第1項第1号に規定する休職又は停職の処分により現実に職務をとることを要しない期間に属する日（任命権者又はその委任を受けた者が当該処分に係る事由がなければ勤務を要するものとして定めた日に限る。）

- (ロ) 施行令第2条第1項第4号に規定する育児休業により現実に職務をとることを要しない期間に属する日（任命権者又はその委任を受けた者が当該育児休業に係る請求がなければ勤務を要するものとして定めた日に限る。）
 - (ハ) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第26条第1項の規定による育児時間その他これに準ずる事由により勤務しない時間（次項において「育児時間等」という。）を勤務したものとみなした場合にその日の勤務した時間が常勤職員について定められている勤務時間以上となる日
 - (ニ) 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第23条の規定に基づく人事院規則により休暇を与えられた日
 - (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる日に準ずる日
- 4 施行令第2条第1項第8号又は第9号イの規定の適用については、次により行うものとする。
- (1) 連続する2月において実際の勤務時間又は勤務日数が施行令第2条第1項第8号及び第9号イにそれぞれ規定する勤務時間又は勤務日数を下回った場合において、引き続き同様の状態が続くことが見込まれるときは、所定勤務時間又は所定勤務日数に変更があつたものとし、その翌月の初日に施行令第2条第1項第8号又は第9号に掲げる者でなくなるものとする。
 - (2) 前号に規定する実際の勤務日数には、前項第2号(イ)～(ニ)に掲げる日及び勤務時間法第17条から第20条の2までの規定により休暇を与えられた日並びにこれらに準ずる日を含み、休日法第1条第1項各号に掲げる日（実際に勤務した日及び休暇を与えられた日を除く。）を含まないものとする。
 - (3) 第1号に規定する実際の勤務時間には、次に掲げる時間を含み、休日法第1条第1項各号に掲げる日（実際に勤務した日及び休暇を与えられた日を除く。）に属する時間を含まないものとする。
 - (イ) 施行令第2条第1項第1号に規定する休職又は停職の処分により現実に職務をとることを要しない期間に属する時間（任命権者又はその委任を受けた者が当該処分に係る事由がなければ勤務を要するものとして定めた時間に限る。）
 - (ロ) 施行令第2条第1項第4号に規定する育児休業により現実に職務をとることを要しない期間に属する時間（任命権者又はその委任を受けた者が当該育児休業に係る請求がなければ勤務を要するものとして定めた時間に限る。）
 - (ハ) 育児時間等
 - (ニ) 勤務時間法第17条から第20条の2までの規定又は第23条の規定に基づく人事院規則により休暇を与えられた時間
 - (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる時間に準ずる時間
- 5 勤務時間が月単位で定められている者に係る施行令第2条第1項第8号又は第9号の規定の適用にあつては、1月の所定勤務時間を12分の52で除して得た数をもつて「所定勤務時間」とする。
- 第1項第2号
- 1 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者であるものは、これを被扶養者として取り扱わないものとする。
 - 2 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しないものとする。
 - (1) その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条第1項に規定する扶養手当又はこれに相当する手当を国、地方公共団体その他から受けている者
 - (2) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
 - (3) 年額130万円以上の所得がある者（国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は60歳以上の者である場合にあつては、年額180万円以上の所得がある者）
 - 3 前項第3号の所得は、被扶養者としようするときにおける恒常的な所得の現況により算定する。従つて、過去において同号に定める金額以上の所得があつた場合においても、現在所得がないときは、同号には該当しない。
 - 4 主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、18歳未満の者、60歳以上の者、一般職給与法第11条に規定する扶養親族（一般職給与法の適用を受けない組合員にあつては、これに相当するもの）とされている者、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学生（同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信

制の課程並びに同法第 8 6 条に規定する夜間において授業を行う学部及び通信による教育を行う学部の学生を除く。) 、所得税法 (昭和 4 0 年法律第 3 3 号) 第 2 条第 1 項第 3 3 号に規定する同一生計配偶者又は同項第 3 4 号に規定する扶養親族とされている者及び病気又は負傷のため就労能力を失っている者を除き、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので、扶養の事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとする。なお、これらの者であつても第 2 項各号に該当することが明らかなものは、被扶養者には該当しない。

- 5 「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、営内居住の自衛官、病院勤務の看護師のように、勤務上別居を要する場合、若しくはこれに準ずる場合、又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居を要しないものとする。

第 1 項第 3 号

施行令第 4 条に規定する財務大臣の定める金額は、8 5 0 万円とする。

なお、以上のほか、遺族に係る生計を維持することの認定に関しては、厚生年金保険における生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いの例によるものとする。

第 1 項第 5 号

- 1 施行令第 5 条第 2 項第 1 号の 2 に規定する財務大臣が定めるものは、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律 (昭和 2 7 年法律第 9 3 号) 第 5 条に規定する在勤手当のうち次に掲げる手当 (第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる手当にあつては、当該手当のうち組合の運営規則で定める額に係る部分に限る。) とする。

- (1) 住居手当
- (2) 子女教育手当
- (3) 特殊語学手当
- (4) 研修員手当

- 2 施行令第 5 条第 4 項に規定する一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして別に財務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 (昭和 2 2 年法律第 8 0 号) 第 1 条の規定に基づく歳費及び同法第 7 条ただし書の規定に基づく差額
- (2) 国家公務員の寒冷地手当に関する法律 (昭和 2 4 年法律第 2 0 0 号) の規定に基づく寒冷地手当
- (3) 一般職給与法第 1 2 条の規定に基づく通勤手当に相当するものとして支給される定期券、回数券、乗車証その他の有価物
- (4) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第 5 条の規定に基づく在勤手当 (前項に規定する各手当のうち同項の規定により組合の運営規則で定める額を除く。)
- (5) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 (平成 4 年法律第 7 9 号) 第 1 6 条の規定に基づく国際平和協力手当
- (6) イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法 (平成 1 5 年法律第 1 3 7 号) 第 1 4 条の規定に基づくイラク人道復興支援等手当
- (7) 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法令の適用の特別措置に関する政令 (昭和 4 7 年政令第 1 8 7 号) 第 1 1 条の規定に基づく医師暫定手当
- (8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる給与
 - (イ) 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律 (平成 1 5 年法律第 4 0 号) 第 7 条第 2 項ただし書又は第 1 3 条第 2 項ただし書の規定に基づき支給される給与及び同法第 3 条第 1 項に規定する法科大学院設置者から支給される給与のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を除いたもの
 - (ロ) 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 (平成 2 7 年法律第 3 3 号) 第 1 9 条第 2 項ただし書 (同法第 2 7 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき支給される給与及び同法第 8 条第 1 項に規定する組織委員会から支給される給与のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を除いたもの
 - (ハ) 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法 (平成 2 7 年法律第 3 4 号) 第 6 条第 2 項ただし書 (同法第 1 4 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき支給される給与及び同法第 2 条に規定する組織委員会から支給される給与のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を除いたもの
- (ニ) 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律 (平成 3 1 年法律第 1 8 号) 第 2 7 条第 2 項ただし書 (同法第 3 5 条第 1 項において準用

する場合を含む。)の規定に基づき支給される給与及び同法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会から支給される給与のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を除いたもの

- (ホ) 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(令和4年法律第15号)第17条第2項ただし書(同法第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき支給される給与及び同法第2条第1項の規定により指定された博覧会協会から支給される給与のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を除いたもの

第6条関係

第2項

施行令第6条第3号に規定する「財務大臣の指定する事項」とは、事務所の名称の変更及び行政組織の変更に伴う支部、支部の長等の名称の変更とする。

第15条関係

施行令第7条

- 1 第1号の「人件費及び事務費」とは、「職員給与」及び「退職給与引当金繰入」並びに「旅費」及び「事務費」とする。
- 2 第3号の「資金の融通」とは、資金の貸付及び借入をいう。
- 3 第4号の「当該福祉事業のための施設の設置に関する事項」とは、個々の施設(土地、建物(構築物、機械及び装置を含む。))及び借入不動産附帯施設)の設置場所及び個々の施設の設置に要する額の総額とする。
また、「当該福祉事業のための施設の廃止に関する事項」とは、個々の廃止対象施設(土地、建物(構築物、機械及び装置を含む。))及び借入不動産附帯施設)の帳簿価額とする。
- 4 第4号の「当該福祉事業に要する費用に充てることができる金額の最高限度」とは、法第99条に規定する福祉事業に要する費用に充てべき掛金及び国の負担金を保健経理に出納した後他の福祉経理へ繰り入れる場合には、各福祉経理ごとの当該繰入金の最高限度額である。
- 5 第5号に規定する「財務大臣の指定する事項」とは、次の事項とする。
 - (1) 法第17条ただし書の規定による借入金の条件及び第3号に規定する組合の各経理単位相互間における資金の融通の条件
 - (2) 医療経理における診療報酬の1点単価
 - (3) 貯金経理における組合員貯金に対する支払利率
 - (4) 貸付経理における組合員貸付金の受取利率及び最高限度額
 - (5) 施行規則第7条第1項の規定により短期経理から業務経理へ繰り入れられる金額及び短期経理から業務経理に繰り入れる金額の最高限度額
 - (6) 施行規則第7条第2項の規定により福祉経理相互間において繰り入れられる金額及び繰り入れる金額の最高限度額
 - (7) 施行規則第85条第2項の規定により読み替えられた施行規則第7条第1項の規定により厚生年金保険経理から業務経理へ繰り入れられる金額及び厚生年金保険経理から業務経理に繰り入れる金額の最高限度額
 - (8) 施行規則第85条第2項の規定により読み替えられた施行規則第7条第1項の規定により退職等年金経理から業務経理へ繰り入れられる金額及び退職等年金経理から業務経理に繰り入れる金額の最高限度額
 - (9) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令(平成27年財務省令第74号。以下「平成27年経過措置省令」という。)第2条第1項の規定により準用するものとされた施行規則第85条第2項の規定により読み替えられた施行規則第7条第1項の規定により経過的長期経理から業務経理へ繰り入れられる金額及び経過的長期経理から業務経理に繰り入れる金額の最高限度額
 - (10) 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和52年政令第199号)第4条第3項の規定による借入金の最高限度額
 - (11) 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令(平成10年政令第335号)第4条第1項の規定により、日本鉄道共済組合等の当該年度の予算をもって定める額
 - (12) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う存続組合又は指定基金に係る特例業務等に関する省令(平成9年大蔵省令第21号)第6条第1項の規定により貸付経理から長期経理へ繰り入れられる金額及び貸付経理から長期経理に繰り入れる金額並びに同条第2項の規定により

長期経理から業務経理へ繰り入れられる金額及び長期経理から業務経理に繰り入れる金額の最高限度額

第19条関係

施行令第9条の3

1 第1項第2号に規定する年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第21条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して財務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 国内における円建て普通預金並びに譲渡性預金
- (2) 外国における外貨建て普通預金（外国における決済に用いる場合に限る。）

2 第2項第2号及び附則第3条第2号に規定する不動産が国に対する投資不動産である場合には、あらかじめ財務大臣の承認を受けたものとして準用するものとする。

第37条関係

第3項

同日において2以上の国の事業所に採用された職員に係る法第37条第3項の規定の適用については、当該職員の申出により、同項に規定する「後の組合」の組合員の資格を有する職員となるものとし、当該後の組合以外の組合に対する施行規則第87条の2第1項の規定による短期組合員資格取得届の提出は要さないものとする。ただし、当該職員が、その後当該組合の組合員の資格を喪失した日において、引き続き当該組合以外の組合に属する事業所における職員であるときは現に所属する事業所（同日に採用された事業所が複数ある場合は当該職員の申出のあつた事業所）が属する組合の組合員となるものとし、更に当該喪失した日に他の国の事業所に採用されたときは当該他の国の事業所が属する組合の組合員となるものとする。

第39条関係

第1項

「その権利を有する者」には、後見人、保佐人及び臨時保佐人を含むものとする。

第40条関係

1 法第40条第8項に規定する組合員の資格を取得した者には、短期組合員から長期組合員となつたもの、組合間で異動したもの、地方の組合の組合員から組合の組合員となつたもの、継続長期組合員から継続長期組合員以外の組合員となつたもの、交流派遣職員から交流派遣職員以外の組合員となつたもの、私立大学派遣検察官等から私立大学派遣検察官等以外の組合員となつたもの、私立大学等複数校派遣検察官等から私立大学等複数校派遣検察官等以外の組合員となつたもの、弁護士職務従事職員から弁護士職務従事職員以外の組合員となつたもの、オリンピック・パラリンピック派遣職員からオリンピック・パラリンピック派遣職員以外の組合員となつたもの、ラグビー派遣職員からラグビー派遣職員以外の組合員となつたもの、福島相双復興推進機構派遣職員から福島相双復興推進機構派遣職員以外の組合員となつたもの、イノベーション・コースト機構派遣職員からイノベーション・コースト機構派遣職員以外の組合員となつたもの、国際博覧会派遣職員から国際博覧会派遣職員以外の組合員となつたもの及び園芸博覧会派遣職員から園芸博覧会派遣職員以外の組合員となつたものを含むものとし、同項の標準報酬の算定の基礎となる報酬は、その者が月の初日に資格を取得したとしたならば受けるべき報酬及び同様の職務に従事する職員の報酬等を考慮した額とする。ただし、短期組合員が長期組合員となつた場合においては、短期給付等事務（法第40条第2項に規定する短期給付等事務をいう。次項において同じ。）に係る法第40条第8項の規定による標準報酬の決定は行わないものとする。

2 法第40条第10項の規定による標準報酬の改定（以下「随時改定」という。）は、次のいずれかに該当した場合に行うものとする。

- (1) 固定的給与の変動（給与体系の変更により報酬の増減があつた場合をいう。以下同じ。）があり、当該変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額（当該額に円位未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。次号及び第3号において同じ。）を報酬月額として算定した標準報酬の等級と既に決定又は改定されている標準報酬（以下「従前標準報酬」という。）の等級に2等級以上の差がある場合
- (2) 退職等年金給付事務（退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収をいう。以下同じ。）に関する標準報酬の等級が第31級である者の報酬月額が昇給等により固定的給与の変動があり、変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が665,000円以上である場合
- (3) 短期給付等事務に関する標準報酬の等級が第49級である者の報酬月額が昇給等により固定的給与の変動があり、変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が1,415,000円以上である場合

- (4) 標準報酬の等級が第1級である者の報酬月額（退職等年金給付事務に関する報酬月額については83,000円未満、短期給付等事務に関する報酬月額については53,000円未満である場合に限る。）が昇給等により固定的給与の変動があり、変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額（当該報酬月額に円位未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。第5号、第6号及び第7号において同じ。）が第2級以上の標準報酬に該当する場合
- (5) 退職等年金給付事務に関する標準報酬の等級が第32級である者の報酬月額（報酬月額が665,000円以上である場合に限る。）が降給等により固定的給与の変動があり、変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額が第31級以下の標準報酬に該当する場合
- (6) 短期給付等事務に関する標準報酬の等級が第50級である者の報酬月額（報酬月額が1,415,000円以上である場合に限る。）が降給等により固定的給与の変動があり、変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額が第49級以下の標準報酬に該当する場合
- (7) 標準報酬の等級が第2級である者の報酬月額が降給等により固定的給与の変動があり、変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額が、退職等年金給付事務に関する報酬月額については83,000円未満、短期給付等事務に関する報酬月額については53,000円未満である場合
- 3 欠勤、休職その他の理由（以下「休職等」という。）により報酬の全部又は一部が支給されないこととなつた場合（国家公務員育児休業法第26条第2項及び勤務時間法第20条の2第3項の規定により一部が支給されない場合その他これらに相当する法令の規定により一部が支給されない場合を除く。）においては、その者の固定的給与の変動はないものとする。
- 4 固定的給与の変動があつた月から継続した3月間のうちに休職等により組合員の報酬の全部又は一部が支給されない日の属する月（報酬支払の基礎となつた日数（以下「支払基礎日数」という。）が17日（施行規則第96条の4の2で定める者にあつては、11日。第7項及び第10項において同じ。）以上でなければならない。）がある場合には、当該月に支払われた報酬を含めて随時改定に係る報酬月額の計算を行うものとする。
- 5 前3項に規定する固定的給与とは、一般職給与法の適用を受ける者にあつては、一般職給与法の規定による俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び通勤手当等勤務実績に直接関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給される報酬をいい、一般職給与法の適用を受ける者以外の者については、これに準ずるものをいう。
- なお、以上のほか、勤務実績に直接関係なく支給される報酬等であると思われるものについては、財務省主計局長と協議の上認めるものとする。
- 6 随時改定を行う場合には、原則として、第2項第1号に規定する昇給又は降給等があつた月の翌々月を法第40条第10項に規定する「その著しく高低を生じた月」とし、その翌月の初日において行うものとする。
- 7 組合は、法第40条第5項の規定により標準報酬の決定（以下「定時決定」という。）を行う場合（次項に規定する場合を除く。）において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、同条第16項の規定の適用があるものとし、当該各号に定める額をもつてその者の報酬月額とする。
- (1) 7月1日前3月の各月とも、支払基礎日数が17日未満である場合 従前標準報酬の算定の基礎となつている報酬月額（以下「従前報酬月額」という。）
- (2) 7月1日前3月のうちいずれかの月において、休職等により、組合員の報酬の全部又は一部が支給されない日の属する月（支払基礎日数が17日未満である月を除く。次号において同じ。）がある場合（国家公務員育児休業法第26条第2項及び勤務時間法第20条の2第3項並びに人事院規則9-24第19条の2第1項第4号及び同規則第20条の規定により一部が支給されない場合その他これらに相当する法令の規定により一部が支給されない場合を除く。次号において同じ。） その月を除いて算出した報酬月額
- (3) 7月1日前3月の各月とも、休職等により、組合員の報酬の全部又は一部が支給されない日の属する月である場合 従前報酬月額
- 8 組合は、施行令第2条第1項第8号に掲げる者に係る定時決定を行う場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、法第40条第16項の規定の適用があるものとし、当該各号に定める額をもつてその者の報酬月額とする。
- (1) 7月1日前3月の各月とも、支払基礎日数が17日未満であり、いずれかの月において支払基礎日数が15日以上である場合 15日以上17日未満の月の報酬月額の平均によつて算出され

- た額
- (2) 7月1日前3月の各月とも、支払基礎日数が15日未満の場合 従前報酬月額
- (3) 7月1日前3月のうちいずれかの月において、休職等により、組合員の報酬の全部又は一部が支給されない日の属する月（支払基礎日数が15日未満である月を除く。次号において同じ。）がある場合（国家公務員育児休業法第26条第2項及び勤務時間法第20条の2第3項並びに人事院規則9-24第19条の2第1項第4号及び同規則第20条の規定により一部が支給されない場合その他これらに相当する法令の規定により一部が支給されない場合を除く。次号において同じ。）その月を除いて算出した報酬月額
- (4) 7月1日前3月の各月とも、休職等により、組合員の報酬の全部又は一部が支給されない日の属する月である場合 従前報酬月額
- 9 定時決定を行う場合において、4月、5月及び6月に3月分以前の報酬の遅配分を受け、又は遡った昇給、昇格等により数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬以外の報酬を受けたときは、その差額については、これらの期間における報酬としては取り扱わないものとする。
- 10 組合は、国家公務員育児休業法第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員である組合員のうち国家公務員育児休業法第12条第1項第3号若しくは第4号に掲げる勤務の形態により勤務する者又は同項第5号の規定により1月当たりの勤務を要する日数が17日未満とされた者（他の法令に規定する当該育児短時間勤務職員に相当する組合員のうち1月当たりの勤務を要する日数が17日未満とされた者を含む。以下「育児短時間勤務組合員」と総称する。）に対して、国家公務員育児休業法第16条の規定による読替え後の一般職給与法の規定により報酬が支給される場合その他これに相当する法令の規定により報酬が支給される場合における標準報酬の月額を基礎とする報酬月額については、法第40条第16項の規定の適用があるものとし、支払基礎日数が17日未満である月（国家公務員育児休業法第12条第3項の規定その他これに相当する法令の規定による承認を受けた育児短時間勤務について、当該承認を受けた勤務形態により勤務した日数が、当該勤務形態により当該月の初日から末日までの間に勤務するとした場合に勤務を要することとなる日数に4分の3を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に相当する日数以上となる月に限る。）を17日以上である月とみなして、第40条第5項、第10項、第12項又は第14項の規定を適用することにより算定された報酬月額をもって当該育児短時間勤務の期間中の報酬月額とする。
- 11 標準報酬の算定の基礎となる報酬とされる寒冷地手当の額は、7月1日前の1年間に受けた寒冷地手当の総額を12で除して得た額とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める額とする。
- (1) 3月2日から7月1日までの間に寒冷地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第1号及び第2号に規定する地域をいう。以下同じ。）に異動することとなつた場合（4月1日から7月1日までの間に寒冷地において休職等から復職した場合を含む。）その者が寒冷地に異動することとなつたときと同様の状況の下で、当該寒冷地に異動することとなつた日前1年間に当該寒冷地に在勤していたとすれば支給されるべき寒冷地手当の総額を12で除して得た額
- (2) 法第40条第8項に規定する組合員の資格を取得して、寒冷地で勤務することとなつた場合その者と同様の事情にある者に支給される寒冷地手当の額を考慮して組合が決定した寒冷地手当の総額を12で除して得た額（6月1日から7月1日までの間に組合員資格を取得した場合には、その者と同様の事情にある者に同月以前1年間に支給された寒冷地手当の総額を12で除して得た額）
- 12 7月2日から翌年3月1日までの間に寒冷地に異動することとなつた場合（7月2日から翌年3月31日までの間に寒冷地において休職等から復職した場合を含む。）には、その者と同様の事情にある者に支給される寒冷地手当の額を考慮して組合が決定した寒冷地手当の総額を12で除して得た額をその者の標準報酬の算定の基礎となる各月の報酬とされる寒冷地手当の額として、その者の異動のあつた月の属する年度の9月1日（10月以後に異動したものについては、当該異動した日の属する月）からの標準報酬について見直しを行うものとする。
- 13 7月2日から翌年3月1日までの間に寒冷地から寒冷地以外の地域に異動することとなつた場合において、その者の異動のあつた月の属する年度においてその者に寒冷地手当が支給された場合には、当該寒冷地手当の総額を12で除して得た額をその者の標準報酬の算定の基礎となる各月の報酬とされる寒冷地手当の額として、当該異動のあつた月からの標準報酬について見直しを行うものとする。
- 14 法第40条第10項、第12項及び第14項に規定する標準報酬の改定（以下「随時改定等」という。）を行う場合（7月、8月及び9月の随時改定等を行う場合を除く。）における寒冷地手当の額については、当該随時改定等前の当該額を当該随時改定等後の標準報酬の算定の基礎となる

報酬とされる寒冷地手当の額とするものとする。

- 15 標準報酬の月額に関しては、前各項の規定に定めるもののほか、組合の代表者が財務大臣と協議して定めるところによることができるものとする。

第41条関係

- 1 標準期末手当等の額は「組合員が期末手当等を受けた月」において決定することとされていることから、その決定については、原則として組合員の資格を喪失した日以後に支給される期末手当等の額に基づく標準期末手当等の額の決定は行わないこととする。
- 2 「期末手当等を受けた月」であつても当該月が組合員期間の計算の基礎とならない月である場合には、標準期末手当等の額の決定は行わないものとする。
- 3 期末手当等の支給の基準となる日とされている日（以下「期末手当等基準日」という。）後から期末手当等の実際の支給日（以下「期末手当等支給日」という。）以前に他の組合（地方の組合を含む。）の組合員に異動した場合におけるその者の当該期末手当等基準日に係る標準期末手当等の額は、その者の異動前の組合において決定するものとする。
- 4 同一の期末手当等支給日において数種類の期末手当等である給与が支給される場合には、その合計額をもつて「期末手当等の額」として取り扱うものとする。
- 5 同一の月における期末手当等の合計額が1,000円未満の場合には、標準期末手当等の額の決定は、行わないこととする。
- 6 同一の月に期末手当等支給日が異なる期末手当等が2回支給される場合であつて、これらの合計額が同月において既に決定している標準期末手当等の額と1,000円以上の差を有することとなるとき（標準期末手当等の額が決定されていない場合には、1,000円以上となる時）は、当該合計額に基づき、2回目の期末手当等支給日において標準期末手当等の額について再決定（標準期末手当等の額が決定されていない場合には、決定）するものとする。
同一の月に期末手当等支給日が異なる期末手当等が3回以上支給される場合においても、同様とする。
- 7 標準期末手当等の額を決定した月後に当該標準期末手当等の額の基礎となつた期末手当等の額の増額又は減額が行われる場合には、当該月に遡つて当該増額又は減額後の期末手当等の額を基礎として標準期末手当等の額を再決定するものとする。
組合員の資格喪失後に当該増額又は減額が行われる場合においても、同様に遡つて再決定するものとする。
- 8 派遣休職等の理由により本来支給されるべき給与が支給されない場合であつても、その間他から期末手当等に相当する給与が支給される時は、法第41条の規定の適用があるものと解し、当該期末手当等に相当する給与の額に基づいて標準期末手当等の額を決定するものとする。
- 9 標準期末手当等の額の決定に関しては、前各項の規定に定めるもののほか、組合の代表者が財務大臣と協議して定めるところによることができるものとする。

第47条関係

- 1 第1項の規定により組合が取得する損害賠償の請求権は、当該第三者の行為によつて生じた損害のうち、組合が行つた給付によつててん補された部分についての請求権であると解する。
従つて、給付を受ける権利を有する者が第三者から損害賠償を受けた場合においても、当該損害賠償による損害のてん補に相当する給付以外の給付については、第2項の規定を適用しないものとする。
(注) たとえば、組合員が損害賠償として慰謝料の支払を受けても、これによつて治療費の損害はてん補されないから、療養の給付又は療養費の支給は制限しない。
- 2 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第16条第1項の規定により被害者が保険会社に対して有する賠償額の支払の請求権についても、組合は、その行つた給付の価額の限度でこれを取得することになるものと解する。
この場合の取扱は、原則として、先ず被害者に保険会社から賠償額の支払を受けさせ、その額を同一の事由に係る給付（当該賠償額の支払による損害のてん補に相当するものに限る。）の額から差し引くものとする。
- 3 給付を受ける権利を有する者（以下「受給権者」という。）が、損害賠償請求権の全部又は一部を放棄した場合は、前2項の規定にかかわらず、その限度において組合は給付を行わないものとする。従つて、受給権者と第三者との間に示談が成立した場合においては、その給付が当該示談の成立した後になされたものであるときは、その給付の額の限度で不当利得の返還請求ができるものと解する。なお、組合が給付を行なつた後又は行なうこととされた後、示談が成立した場合におけるその給付の費用は、この条の規定により損害賠償請求を第三者に対して行なうものとする。
- 4 第三者の行為によつて生じた給付事由に対する給付が退職等年金給付である場合はその将来の給

付原価それぞれ当該給付事由発生の直前におけるその者のために積み立てるべき責任準備金よりも多い場合のみ、次により算定した額とする。

$$\text{毎年度請求すべき金額} = \text{毎年度支給した金額} \times \left[1 - \frac{\text{給付事由発生の直前におけるその者のために積み立てるべき責任準備金 (A)}}{\text{第三者の行為によつて生じた給付事由に対する将来の給付現価 (B)}} \right]$$

なお、第三者の行為によつて生じた給付事由に対して、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その受けた価格の限度において、組合が第三者に対して請求すべき損害賠償額、即ち (B - A) に達するまで、受給権者に対する給付の支給を停止するものとする。

(注) 将来の給付現価及び積み立てるべき責任準備金は、当該組合の所要財源率の計算基礎によつて計算するものとする。

第54条関係

療養の給付の対象となる「病氣」又は「負傷」の範囲並びに「診察」、「薬剤又は治療材料の支給」、「処置、手術その他の治療」、「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」及び「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」の取扱いについては、健康保険の例に準ずるものとする。

第55条関係

- 1 第1項第1号の連合会の経営する医療機関又は薬局とは、連合会がこの法律に基いて経営するものをいい、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律第256号)附則第3項の規定に基いて経営するものを含まないものとする。
- 2 法第55条第1項第3号に掲げる医療機関等が水震火災その他の非常災害により、組合員又は被扶養者等の診療録等を失った場合は、その療養に係る費用の支払については、健康保険の例によるものとする。

第55条の3関係

入院時食事療養費は、第3項から第5項までの規定により給付することを原則とする。

第55条の4関係

入院時生活療養費は、第3項において準用する法第55条の3第3項から第5項までの規定により給付することを原則とする。

第55条の5関係

保険外併用療養費は、第3項において準用する法第55条の3第3項から第5項までの規定により給付することを原則とする。

第56条関係

- 1 療養費の内訳に、厚生労働大臣の定めた基準より高いものと低いものがある場合には、その基準により調整して支払うものとする。ただし、その調整した総額が実費を超えるときは、実費とする。
- 2 国外で療養を受けたときについては、「療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給をすることが困難であると認めるとき」に該当するものとして、療養費を支給して差し支えない。この場合において、療養に要する費用の額が健康保険の例により算定することが困難である場合には、算定することができるものに限り支給するものとする。従つて、その費用の総額の何割というような支給は認めない。
- 3 前項の場合において、請求に必要な証拠書類が日本語により作成されていないものであるときは、組合の求めに応じて、日本語の翻訳文を添付しなければならない。

第56条の2関係

訪問看護療養費は、第3項及び第4項の規定により給付することを原則とする。

第56条の3関係

「組合が必要と認めるとき」の取扱いについては、健康保険の例に準ずるものとする。

第57条関係

家族療養費は、第4項から第6項までの規定により給付することを原則とし、療養費払方式は、緊急その他やむを得ない場合に限り認めるものとする。(第7項参照)

第57条の3関係

家族訪問看護療養費は、第3項において準用する法第56条の2第3項及び第4項の規定により

給付することを原則とする。

第57条の4関係

「組合が必要と認めたとき」の取扱いについては、健康保険の例に準ずるものとする。

第59条関係

第1項

- 1 「組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合」とは、組合員がその資格を喪失し、引き続いて日雇特例被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下同じ。）又はその被扶養者となつた場合と解して取り扱うものとする。
- 2 退職した際（任意継続組合員にあつては、その資格を喪失した際）に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第8条第1項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第8条第26項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下同じ。）を受けている場合における当該病気（その原因となつた病気又は負傷を含む。）又は負傷（以下「当該傷病」という。）について、医師が臨床的に診断の結果、治癒したものと認め、かつ、療養を離れてから3月を経過した後に再発したものは、当該傷病に該当しないものとして取り扱う。ただし、喘息、てんかん等の間歇的慢性疾患については、時々発作を起こして短期間の診療によつて軽快し、継続して治療を要せず、業務及び日常生活等にも支障がない場合には、一の発作期間をもつて一の病気又は負傷として取り扱う。

第61条～第64条関係

他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。）又は船員保険の被保険者が、その資格を喪失した後、組合員の被扶養者になつた場合において、その者がこれらの法律の規定に基づく給付を受けることができるときは、その給付に相当する組合の給付は行わないものとする。ただし、その者がこれらの法律の規定に基づく給付を受けないことが明らかであるときは、この限りではない。

第61条関係

- 1 「1年以上組合員であつた者」とは、組合員（他の組合（地方の組合を含む。）の組合員を含み、短期給付の適用を受けない者を除く。）となつた日から組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き期間が満1年以上であつた者をいい、当該引き続き期間には任意継続組合員期間を含むものとする。
- 2 妊娠4箇月以上（85日以上をいう。以下同じ。）の異常分べん又は母体保護法（昭和23年法律第156号）に基く妊娠4箇月以上の胎児の人工妊娠中絶手術をした場合も、「出産」に該当するものとして、出産費又は家族出産費を支給するものとする。
- 3 双生児を出産した場合には、出産が2度あつたものとして、倍額を支給するものとする。
- 4 妊娠4箇月以上を経過して胎児であつたものをべん出した場合において、その胎児であつたものが4箇月未満で死亡していたときは、出産費又は家族出産費は支給できないものとする。

第63条関係

第1項

「被扶養者であつた者で埋葬を行うもの」は、被扶養者であつた者で社会通念上埋葬を行うべき者とみられる者と解し取り扱うものとする。

第2項

- 1 「埋葬を行つた者」は、死亡した者との親族関係の有無等を問わず実際に埋葬を行つた者をいうものとする。
- 2 「埋葬に要した費用」は、埋葬に直接要した実費とし、霊柩代又は霊柩の借料、霊柩の運搬費、葬式の際における僧侶の謝礼及び霊前供物代又は入院患者が死亡した場合に、病院から自宅まで移送する費用等を含むものとする。

第66条～第68条の3関係

- 1 休業給付は、勤務日等（勤務時間法第10条に規定する「勤務日等」及びその他これに相当する日をいう。以下同じ。）が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）にあたつても支給されるが、勤務日等以外の日については支給されない。
- 2 勤務時間が平日の勤務時間と異なる定めがなされている日についても、休業給付の額は、1日分として算定する。
- 3 非常勤職員（施行令第2条第1項第7号から第9号までに掲げる者をいう。第69条関係第3項において同じ。）に対する休業給付について第1項の規定を適用するにあつては、常勤職員の勤務日等に準じて割り振つた日を勤務日等とみなす。

第66条関係

第4項

- 1 同時に発生した病気であつても相互に因果関係のない病気は「同一の傷病」に該当せず、又、傷病名が異なつていても相互に因果関係のある病気は「同一の傷病」に該当するものと解する。なお、この取扱いについては、運用方針法第59条関係の「第1項」の第2項に規定する「当該傷病」の取扱いに準ずるものとする。
- 2 傷病のため勤務に服することができなかつた日について俸給が支給されても、その日は、傷病手当金の支給期間に算入されるが、病気の途中で出勤し、再び同じ傷病で欠勤した場合には、その出勤した期間は、支給期間に算入せず、前後の期間を通算して1年6月又は3年に達するまで、傷病手当金を支給するものとする。
- 3 傷病手当金の支給を受けている期間内に更に他の傷病にかかり、引き続き勤務に服することができない場合における当該他の傷病に係る傷病手当金の支給期間は、当該他の傷病により勤務に服することができなくなつた日以後3日を経過した日から起算すべきものと解する。この場合、重複する期間について、傷病手当金は、二重には支給されない。

第5項

- 1 退職した日において、すでに勤務に服することができなかつた日以後3日を経過しているが、報酬が支給されているため、法第66条第6項、第7項若しくは第13項又は第69条第1項の規定により、傷病手当金の支給が行われていない場合においても、「退職した際に傷病手当金を受けている場合」に該当するものとして取り扱うものとする。
この場合の支給の始期は、資格を喪失した日とする。
- 2 労働能力がある場合には、「傷病のため勤務に服することができない場合」に該当せず、従つて自家営業を行つている場合、事業所に雇用されている場合、勤務することができる状態にありながら、適当な職がないために勤務しない場合等には、組合員資格喪失後の傷病手当金は支給できないものと解される。

第67条関係

第1項

- 1 「組合員が出産した場合」には、組合員が出産予定である場合を含むものとし、出産後に組合員資格を取得した場合を含まないものとする。
- 2 妊娠4箇月以上の異常分べん又は母体保護法に基く妊娠4箇月以上の胎児の人工妊娠中絶をした場合も、「出産」に該当するものとして、これにより勤務に服することができない場合には、出産手当金を支給するものとする。

第3項

退職した日において、出産により勤務に服することができない状態であるが、報酬が支給されているため、法第69条第2項の規定により、出産手当金の支給が行われていない場合においても、「退職した際に出産手当金を受けているとき」に該当するものとして取り扱うものとする。

第68条関係

- 1 組合員の傷病又は出産については、休業手当金は、支給しないものとする。
- 2 「欠勤」とは、組合員が休暇（勤務時間法第20条第1項に規定する介護休暇その他これに準ずる休暇を除く。）により勤務しない場合、職務専念義務が免除されていないにもかかわらず勤務を欠いた場合その他これに準ずる場合をいう（第40条関係第3項において同じ。）。

第69条関係

- 1 傷病手当金又は出産手当金と調整する報酬の範囲については、健康保険法による傷病手当金又は出産手当金と報酬との調整の例に準ずるものとする。
- 2 傷病手当金又は出産手当金と調整する報酬の日額については、その報酬が日々の勤務に対して支給される場合はその報酬の月額を支給対象月における勤務日等の日数で除した金額とし、一定の期

間に対して支給される場合はその月額 $\frac{2}{2}$ 分の $\frac{1}{1}$ に相当する金額とする。

- 3 非常勤職員に対する傷病手当金又は出産手当金と報酬との調整について前項の規定を適用するにあたっては、常勤職員の勤務日等に準じて割り振つた日を勤務日等とみなす。
- 4 休業手当金と報酬との調整については、傷病手当金又は出産手当金と報酬との調整の例による。
- 5 育児休業手当金又は介護休業手当金と調整する報酬の範囲については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による育児休業給付金又は介護休業給付金と賃金との調整の例に準ずるものとする。
- 6 休業給付は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく休業補償又はこれに相当する補償を受けている場合は報酬の全部又は一部を受けているものとみなし、本条を適用するものとする。ただし、普通恩給、増加恩給その他公的年金制度による年金等を受けている場合は報酬を受けているものとみなさない。

第70条関係

「非常災害」とは、水害、地震、火災などの災害、主として天災をいうが、その他の予測し難い事故を含むものと解する。この場合において、「予想し難い事故」の判定は、次に掲げる事由に該当する事項を勘案して、弔慰金、家族弔慰金の支給の可否を判定するものとする。

- (1) その事故による死亡の要素が、客観的にみて、社会通念上予想し難い不慮の事故による死亡であると考えられるものでなければならない。
- (2) その事故による死亡が事故直後に起つたもので、医療効果が得られないような状態で死亡した場合でなければならない。
- (3) その事故による死亡が、原則として他動的原因に基いて死亡したものでなければならない。

(注) 例えば(1)の場合、風雪や濃霧で通常、登山できないような状態にありながら登山し転落死亡した場合、又は危険地域とされている海岸で水泳中に溺死した場合或いは密閉した部屋でガス中毒死した場合などは、客観的にみて社会通念上の自己の不注意により事故を生ぜしめたこととも考えられるので、このような場合は予想し難い事故とはみなさない。また(2)の場合、例えば交通事故により負傷し、病院で治療を受けていたが事故発生後数週間経て死亡した場合も、治療の方法によつては回復することも考えられるので、この場合も弔慰金、家族弔慰金の支給の対象と考えない。(3)の場合、例えば、テレビ観覧中にそのショックにより死亡した場合とか通勤電車の中で心臓麻痺のため死亡したような場合は通常予想しがたい死亡であるが、法の主旨からしてこの程度まで弔慰金、家族弔慰金の支給の対象と考えるのは疑義がある。しかし、子供が電気洗濯機に逆さに落ちて死亡した場合などは、他動的に事故が発生したものではないが、(1)及び(2)に該当するものであれば支給の対象となるものとする。

第71条関係

- 1 「非常災害」には、盗難を含まないものと解する。
- 2 「住居」とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間等の別を問わない。
- 3 「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいう。ただし、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等を含まない。
- 4 同一世帯に組合員が2人以上ある場合には、各組合員につき、それぞれ災害見舞金を支給する。
- 5 損害の程度は、原則として、住居又は家財を換価して判定する。
- 6 組合員とその被扶養者が別居している場合には、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱う。
- 7 災害見舞金の額の算定は住居、家財のそれぞれにつき別個に別表を適用して算定した月数を合算することとするが、標準報酬の月額を超えることができない。
- 8 浸水により平家屋（家財を含む。）が損害を受けた場合におけるその損害については、当分の間、その損害の程度の認定が困難な場合に限り、次の外形的標準により取り扱うものとする。

浸水の程度	標準報酬の月額に乗すべき月数
床上30センチメートル以上	0.5月
床上120センチメートル以上	1月

- 9 豪雨によるがけ崩れ等のために立退命令を受け住居の移転を要する場合には、災害による損害とみなす。この場合において、住居移転に必要な経費は、住居等の損害に加算して損害の程度を算定して取扱つてさしつかえない。

第75条関係

第3項の「掛金の払込みがあつた月」には、法第100条の2又は第100条の2の2の規定により掛金等を徴収しないこととされた期間に係る各月を含むものとする。

第94条関係

第1項及び第3項の「この法律により給付を受けるべき者」には、当該給付が組合員の被扶養者について生じた場合にはその被扶養者を含むものとする。

第97条関係

第1項

- 1 「懲戒処分を受けた場合」には、次の場合を含むものとする。
 - (1) 裁判官弾劾法（昭和22年法律第137号）により裁判官を罷免された場合
 - (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第8条第2項第2号の事由により、同条第1項第2号に該当して罷免された場合
 - (3) 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第6条第1項の規定により、職務上の義務に違反する事実があると決定され、かつ、両議院の議決があつた場合
- 2 年金受給者が再就職した場合において、その再就職期間に係る懲戒処分による給付の制限を受けるべきこととなつたときは、従前の年金額までは制限しないこととする。

第1項・第2項

施行令第21条の2第1項及び第2項の規定により退職等年金給付の一部の支給を制限する場合においては、法第115条第1項の規定を適用して端数の整理を行つた後の額により制限額を決定し、その制限額に円位未満の端数があるときは、円位未満の端数を切り捨てるものとする。

第3項

刑の執行を受ける間、その支給を停止されていた年金は、刑の執行を受けなくなつた日の属する月の翌月から支給するものとする。

第99条関係

法第99条第2項の規定により組合員が負担すべき標準報酬の月額を標準とする掛金は、毎月の初日（月の初日以外の日に組合員の資格を取得した者に係るその月の当該掛金については、その組合員の資格を取得した日）における当該組合員の標準報酬の月額を標準として算定すること。

第100条関係

- 1 短期掛金及び福祉掛金を算定する場合は、これらの掛金率を合わせて標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乗ずることができる。この場合、その総額を短期及び福祉の掛金率の比率で割り振る場合に円位未満の端数が生じたときは、短期掛金の端数を切り捨てるものとする。
- 2 組合員の資格を取得した月の途中で他の組合（地方の組合を含む。）の組合員に異動した場合における、その者の異動前の組合に係る短期掛金、介護掛金及び福祉掛金は徴収しないものとする。
- 3 同一の組合内において期末手当等基準日に属する給与支給機関と期末手当等支給日に属する給与支給機関が異なる組合員に係る標準期末手当等の額（当該期末手当支給日に支給される期末手当等の額に基づき決定されるものに限る。）を標準とする掛金の取扱いは、原則として期末手当等基準日に属する給与支給機関において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる標準期末手当等の額を標準とする掛金の源泉控除を行い、これを組合に払い込むこととする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 短期掛金、介護掛金、退職等年金分掛金及び福祉掛金
 - (2) 期末手当等基準日に長期組合員であつた者が当該期末手当等基準日に係る期末手当等支給日に継続長期組合員、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員又は園芸博覧会派遣職員である組合員である場合 退職等年金分掛金
 - (3) 期末手当等基準日に長期組合員であつた者が当該期末手当等基準日に係る期末手当等支給日に短期組合員である場合又は期末手当等基準日に短期組合員であつた者が当該期末手当等基準日に係る期末手当等支給日に長期組合員である場合 短期掛金、介護掛金及び福祉掛金
- 4 期末手当等基準日に属する組合と期末手当等支給日に属する組合が異なる場合（いずれかの組合が地方の組合である場合を含む。）における長期組合員の標準期末手当等の額（当該期末手当等支給日に支給される期末手当等の額に基づき決定されるものに限る。）を標準とする掛金の取扱いは、原則として期末手当等基準日に属する給与支給機関において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる掛金の源泉控除を行い、これを当該期末手当等基準日に属する組合に払い込むこととする。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、払い込まれた掛金（退職等年金分掛金を除く。）を当該期末手当等支給日に属する組合に移換するものとする。
 - (1) 次号に掲げる場合以外の場合 短期掛金、介護掛金、退職等年金分掛金及び福祉掛金
 - (2) 期末手当等基準日に長期組合員であつた者が当該期末手当等基準日に係る期末手当等支給日に地方の組合の長期組合員である場合 退職等年金分掛金
- 5 前2項の規定の場合における事業主が負担することとされている負担金の負担者は、期末手当等

基準日を基準に判断する。従つて、一般には、期末手当等の支給者と一致することとなる。

- 6 派遣休職等の間にその派遣先等から支給される期末手当等に相当する給与の額に基づいて決定した標準期末手当等の額に係る事業主が負担することとされている負担金については、その者が休職等をしていないものとした場合に負担することとなる者が負担するものとする。
- 7 第2項から前項までの規定は、厚生年金保険法の標準賞与額を標準とする組合員保険料を組合に払い込む場合について準用する。

第100条の2の2関係

同条に規定する「産前産後休業を開始した日」と「産前産後休業が終了する日」が同一の月に属するときは、後者が月の末日である場合を除き、その月の掛金等については、同条の適用がないものとする。

第111条関係

- 1 給付を受ける権利の消滅時効の起算日は、給付事由の生じた日の翌日と解されるので、次の各号に掲げる給付については、当該各号に掲げる日を起算日として取り扱うものとする。
 - (1) 療養費又は家族療養費 組合員が医療機関等に療養の費用を支払った部分について、その支払った日の翌日
 - (2) 移送費及び家族移送費 移送を行つた日の翌日
 - (3) 高額療養費 高額療養費の算定対象となつた同一月内における次に掲げる日のうち、最も遅い日の翌日
 - (イ) 当該組合員が医療機関等に支払つた施行令第11条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額を支払つた日
 - (ロ) 施行令第11条の3の3第1項第2号に規定する特定給付対象療養について、当該組合員又はその被扶養者がなお負担すべき額を支払つた日
 - (4) 高額介護合算療養費 それぞれ次に掲げる日
 - (イ) (ロ)に掲げる場合以外の場合 計算期間の末日の翌日
 - (ロ) 計算期間の末日以外の日に死亡した組合員に係る当該死亡した日の属する計算期間中の高額介護合算療養費を請求する場合 死亡した日の翌日
 - (5) 傷病手当金、出産手当金、休業手当金又は介護休業手当金 それぞれ勤務に服することができない日ごとに、その翌日
 - (6) 育児休業手当金 育児休業等により勤務に服さなかつた日ごとに、その翌日
- 2 退職等年金給付を受ける権利の消滅時効期間は、基本権については、法律上決定の請求をすることができることとなつた日の翌日を、支分権については、支給すべき期日の翌月の初日をそれぞれ起算日として5年間であると解されるが、年金の決定がなされた後の基本権は、時効により消滅しないものとして取り扱うものとする。
- 3 時効期間が満了した場合には、組合は時効の利益を放棄しないものとする。ただし、短期給付を受ける権利又は退職等年金給付を受ける権利について、特別の事情がある場合であつて組合の代表者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 4 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、その掛金を徴収し、又は払い込むべき月の翌月の初日から2年間これを行わないときは、時効により消滅するものとする。
- 5 懲戒免職の処分を受けて、組合員の資格を喪失した者が、その処分取消の判定を受けて、組合員の資格を回復した場合において、その処分の日から取消の日までの間に給付事由が生じたときは、処分取消の判定が確定した日を、その給付についての消滅時効の起算日として取り扱うものとする。

第115条関係

- 1 退職等年金給付の額を算出する過程において、円位未満の端数があるときは、特段の定めのない限り、銭位まで計算し、銭位未満の端数は四捨五入するものとする。
- 2 退職等年金給付の各支給期月における支給額に1円未満の端数があるときは、4月、6月、8月、10月、12月に支給すべき端数金額はこれを切り捨て、2月に支給すべき金額に加算するものとする。

第121条関係

船員組合員に対する給付は、船員組合員又は船員組合員であつたものが死亡し、かつ、その者が給付の選択をしなかつたときは、その者の遺族のうち先順位者が、この条の規定による給付の選択を行うものとする。

第124条の2関係

継続長期組合員が公庫等職員から引き続き当該公庫等の役員となつた場合又は特定公庫等役員から引き続き当該特定公庫等に使用される者となつた場合は、継続長期組合員としての資格を失つたものとして処理するものとする。

第126条の5関係

第3項

この項の規定により前納すべき額は、任意継続掛金の額に次の表の前納期間の区分に応じた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを四捨五入するものとする。）とする。

前納期間	率
1月	0・996737
2月	1・990221
3月	2・980464
4月	3・967476
5月	4・951267
6月	5・931847
7月	6・909228
8月	7・883420
9月	8・854433
10月	9・822277
11月	10・786964
12月	11・748502

施行令第51条

任意継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の任意継続掛金を徴収することになっているが、更にその月に組合員の資格を取得すれば、その月の任意継続掛金は徴収しないものとする。

施行令第54条

任意継続掛金を前納する期間内において、介護保険第2号被保険者の資格を有することとなる任意継続組合員の介護納付金に係る任意継続掛金は、当該介護納付金に係る任意継続掛金の対象月以後の月数に応じた前納に係る率を乗じて算出した額を当該対象月の前月の末日までに組合に払い込まなければならない。

ただし、任意継続掛金を前納する期間内において、介護保険第2号被保険者の資格を有することとなることが明らかである者については、当該前納に係る期間の最初の月の前月の末日までに、当該介護納付金に係る任意継続掛金と短期給付及び福祉事業に係る任意継続掛金とを合算して前納を行うことができるものとする。

施行令第56条

- 1 引上げ後の任意継続掛金に対する充当額に初めて不足が生じる月（以下「不足月」という。）以後の不足額は、当該不足月の前月の末までに組合に払い込むものとする。
- 2 前納に係る期間の経過前において任意継続掛金の額の引上げが行われることとなったときは、1によるほか、当該引上げが行われることとなる月以後の前納に係る期間の各月の任意継続掛金の引上げ額のうち、当該引上げ額について払込みをしようとする月の翌月以後の分について、前納の取扱いの例により組合に前納することができるものとする。

附則第5条関係

掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、昭和33年7月1日においてその請求をすることができることとなった日から既に2年を経過している場合には、同日において時効により消滅することとなるが、掛金の還付については、旧法下における期待権を尊重して、同日から2年内は、援用しないものとする。ただし、未納の掛金その他その者が組合に支払うべき金額で時効により消滅したものがあるときは、当該金額に相当する金額については、この限りでない。

附則第8条関係

「一部負担金の払戻しその他の措置で財務大臣の定めるもの」は、一部負担金の払戻しとする。

附則第20条の6関係

- 1 施行令附則第34条の2の4第1項第1号に規定する「新たに設立される法人」には、既に厚生年金保険法及び健康保険法の規定による保険料の徴収等これらの法律の適用のための具体的事務が行われているものは含まないこととする。
- 2 施行令附則第34条の2の4第1項第1号の「密接な関係を有する業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務とする。
 - (1) 郵政会社等（法附則第20条の2第2項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。）の委託により、当該郵政会社等の業務の一部を行う業務
 - (2) 郵政会社等の行う事業に関連する業務（郵政会社等の本来事業に付帯する業務又は目的達成事

業に関連する業務を含む。)

(3) 郵政会社等の経営の効率化又は合理化に資する業務

3 施行令附則第34条の2の4第1項第2号に掲げる郵政会社等と密接な資本関係を有する法人は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 当該法人が株式会社であるときは、郵政会社等が当該法人の設立に際して発行される株式の総数の3分の2以上を引き受けることが明らかであり、かつ、その資本関係が将来においても継続するものであると認められること。

(2) 当該法人が財団法人又はこれに類する法人であるときは、当該法人の設立者に郵政会社等又は郵政会社等の役員若しくはこれに準ずる者が加わっているとともに、当該法人の基本財産の額の3分の2以上に当たる金額が郵政会社等により出資されることが明らかなものであること。

(3) 当該法人が社団法人又はこれに類する法人(株式会社を除く。)であるときは、当該法人の設立者に郵政会社等又は郵政会社等の役員若しくはこれに準ずる者が加わっているととともに、当該法人の議決権の3分の2以上が郵政会社等又は郵政会社等の役員若しくはこれに準ずる者が有することが明らかなものであり、かつ、その関係が将来においても継続するものであると認められること。

4 施行令附則第34条の2の4第1項第3号に掲げる郵政会社等又は適用法人に使用され、かつ、これらの法人から給与を受ける者から引き続き当該承認申請法人に使用され、かつ、給与を受ける者には、郵政会社等又は適用法人の職員の身分を保有したまま、いわゆる在籍出向として、当該法人に出向するものを含むこととする。

(二) 平成24年一元化法関係

附則第36条・附則第37条・附則第41条関係

附則第36条

1 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したときに遺族共済年金を支給することとしているため、法第89条の規定の適用がある場合を除き、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第36条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第88条第1項第4号に該当する場合は、「初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合」に該当するものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定に該当する場合を除き、平成24年一元化法附則第36条第4項に規定する初診日がない場合にあつては、死亡の原因となつた傷病の発した日(公務による傷病により死亡した場合は当該公務傷病の発した日、法令の規定により死亡したものと推定された場合は当該推定日)を初診日として取り扱うものとする。

なお効力を有する改正前の法第45条

第1項

支払未済の給付を受けるべき者の順位は、施行令第11条の2の4の規定の例によるものとする。

なお効力を有する改正前の法附則第12条の9

第1項

退職の日に昇任した自衛官の定年年齢は、当該昇任前の階級によるものとする。

なお効力を有する改正前昭和60年改正法附則第8条

1 一般職給与法の適用を受ける者その他昭和60年度における給与の改定が同年7月以後行われた者に対する平成24年一元化法附則第36条第5項又は第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法附則第98条の規定(平成24年一元化法附則第1条第3号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号。以下「なお効力を有する昭和60年改正法」という。)附則第8条の規定の適用については、昭和60年6月に受けた法第2条第1項第5号に規定する報酬に1.0574を乗じて得た額をもつてこの条の規定においてその例によることとされる平成24年一元化法第2条の規定による改正前の法第42条第1項、第5項後段及び第9項の規定により決定する標準報酬の等級及び月数の計算の基礎となる報酬の額とする。

2 前項の場合において、昭和60年6月に同年5月分以前の報酬の遅配分を受け、又は、遡つた昇給、昇格等により数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬以外の報酬を受けた場合には、当該差額については、同年6月における報酬としては取り扱わないものとする。

なお効力を有する改正前昭和60年改正法附則第9条

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61

年政令第56号。以下「昭和61年経過措置政令」という。)第4条第3項第3号に規定する「財務大臣が定める期間」は、昭和60年改正法第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第2条第1項第5号に規定する俸給に係る一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和60年法律第97号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けていた昭和58年度内の組合員であつた期間又は当該俸給に係る給与法令のうち同法の改正に準じて行われたものの適用を受けた同年度内の期間とする。

なお効力を有する改正前国共済施行法第2条

- 1 更新組合員には、施行日において退職した長期組合員を含むものとする。
- 2 第10号中「恩給につき在職年の計算上加えられる期間」とは、恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)附則第41条から附則第41条の5まで、附則第42条若しくは附則第42条の2(同法附則第43条及び第43条の2において準用する場合を含む。)又は附則第44条から附則第44条の3までの規定等により、普通恩給の基礎となる在職年に加えることとされているが、退職共済年金の基礎となる組合員期間にも加えられるものと解する。

なお効力を有する改正前国共済施行法第3条

昭和33年12月31日までに給付事由の生じた旧法の規定による退職給付、障害給付若しくは遺族給付又は旧法第90条の規定による給付については、当該組合員であつた者が長期組合員となつた場合、平成24年一元化法附則第36条第5項又は第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号。以下「なお効力を有する改正前国共済施行法」という。)第19条の規定に該当する場合等、なお効力を有する改正前国共済施行法に別段の規定があるもののほか、施行日以後に異動事由に該当した場合の取扱についても、すべて従前の例による。

従つて旧法の退職年金の若年停止、旧法の障害年金受給者が失権した場合の差額の支給、旧法の退職年金又は障害年金の受給権者が死亡した場合の遺族年金の支給、遺族年金受給者が失権した場合に転給すべき遺族の範囲、旧法の年金受給者が死亡した場合の年金者遺族一時金の支給等、すべて旧法及び旧法下における取扱の例による。

なお効力を有する改正前国共済施行法第5条

第2項

- 1 「その者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給」には、第1項の規定により退職したものとみなされたことにより生ずる恩給は含まれない。
- 2 同時に別の期間に係る2以上の普通恩給受給権又は地方公共団体の年金受給権を有する場合、その一を放棄し、他を放棄しないことは差支えない。

なお効力を有する改正前国共済施行法第7条

第1項

- 1 一時恩給若しくは旧法等の退職年金、退職一時金等の受給権が時効により消滅した期間又は一時恩給若しくは旧法の退職一時金の受給資格期間に達しなかつた期間も「恩給公務員期間」又は「旧長期組合員期間」に該当するものとする。
- 2 第1号の「恩給公務員期間」には、国会議員互助年金法を廃止する法律(平成18年法律第1号)による廃止前の国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号。この項において「廃止前の国会議員互助年金法」という。)附則第5項の規定により、国会議員としての在職期間から除算される期間は含むものとし、廃止前の国会議員互助年金法第26条第1項の規定により恩給の基礎となるべき在職年に算入しないものとされた期間は、含まないものと解する。
- 3 第5号の職員期間には、次の期間が含まれる。
 - (1) 施行日前の非常勤職員で、旧法等の組合員資格を有していた期間
 - (2) 無給休職、停職等の期間で組合員とされていた期間
 - (3) 準軍人の次の期間は、職員期間とされる。
陸軍の見習士官、海軍の候補生及び見習尉官
- 4 第5号の「引き続けているもの」には、次の場合の職員期間が含まれるものとする。
 - (1) 職員が休職又は停職となり、更に復職した場合における当該休職等の期間の前後の職員期間
 - (2) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)附則第4項及び第6項の規定により引き続いたものとみなされた職員期間
 - (3) 前項第3号の規定により職員期間とされる者に係る準軍人が引き続いて軍人となり、除隊の日から3年以内に職員となつた場合における当該準軍人として勤務した職員期間と再就職後の職員期間
- 5 施行令附則第10条第1項第1号及び施行規則附則第11項第2号に規定する「法令の規定に

- より、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日」とは、人事院規則15-4第2項及び第3項の規定により、休暇を与えられた日及びこれらに準ずる日と解する。
- 6 施行規則附則第11項第1号に規定する「旧法第1条第1号に規定する常時勤務に服しない者」とは、雇用期間の定めのない常勤職員以外の者を指すものである。
- 7 施行規則附則第11項第1号ハに規定する財務大臣の定める方法は、次のとおりとする。
- (1) 給与が時間単位で定められている場合

$$\frac{(\text{時間給} \times 1 \text{ 週} \text{ の勤務時間}) \times 52 \text{ 週}}{12} \times \frac{70}{100} = \text{俸給}$$
- (注) 「1週の仕事時間」は、雇用契約に基づく正規の仕事時間である。
- (2) 給与が日単位で定められている場合

$$\text{日額} \times 25 \times \frac{70}{100} = \text{俸給}$$
- (3) 給与が月単位で定められている場合（ただし、一般職給与法その他の法令において、本俸とその他の諸手当とが区分して定められている場合を除く。）

$$\text{月額} \times \frac{70}{100} = \text{俸給}$$
- (4) 給与が月単位で定められている場合（前号に該当する場合を除く。）
報酬のうち本俸相当額
- (5) 昭和27年9月15日以後に雇用された者については、第1号から第3号までの算出方法中「 $\frac{70}{100}$ 」とあるのは、「 $\frac{80}{100}$ 」とする。
- 8 施行規則附則第11項第2号に規定する「旧法第1条第2号に規定する臨時に使用される者」とは、勤務日及び勤務時間が常勤職員と同様の拘束を受けるが、あらかじめ雇用期間が定められている者を指すものである。
- 9 施行規則附則第14項に規定する「財務大臣が定める地域における地方公共団体に準ずるものとして財務大臣が定める団体の常勤の職員」とは、樺太、台湾、朝鮮及び関東州における地方公共団体に在職した常勤職員とする。
- 10 施行令附則第10条の2及び附則第10条の3第2項に規定する「その後他に就職することなく3年以内に職員となり」とは、昭和20年8月14日まで引続き外地官署所属職員として勤務した者、外国政府等に勤務した者及び関与法人等に勤務した者（外国政府等に勤務した者で関与法人等の職員となるため退職し、昭和20年8月8日まで引続き当該関与法人等の職員として勤務した者に限る。）がその後他に就職することなくその帰国した日から3年を経過する日の前日までの間に職員となつた場合とする。
- 11 施行規則附則第15項第3号に規定する「財務大臣が相当と認める期間」は、次の期間とする。
- (1) 国家公務員法の施行前における職員に相当する者（以下この11において「職員相当者」という。）が徴兵又は召集により兵役に服するため退職した後他に就職することなく兵役に服し、当該徴兵又は召集の除隊の日から3年を経過する日の前日までの間に職員（職員相当者を含む。以下この11において同じ。）となり、更に徴兵又は召集により兵役に服するため退職したもののうち、その職員となつた期間についてなお効力を有する改正前国共済施行法第7条第1項第5号の適用がある者の前の兵役に服するため退職した職員であつた期間
- (2) 職員相当者が徴用を受け引き続いてその業務に服し、当該徴用の解除の日から3年を経過する日の前日までの間に職員となり、昭和34年1月1日（更新組合員にあつては、同年10月1日）の前日まで引き続いて職員であつたものの当該徴用を受けた期間の前に引き続く職員であつた期間
- (3) 第6号の外国政府等に勤務した期間の前に引き続く職員相当者であつた期間
- 第2項
 任官した月は、「重複する期間」に該当せず、第1項第1号の期間と同項第2号から第4号までの期間のそれぞれに算入するものとする。
- なお効力を有する改正前国共済施行法第8条
- 1 昭和42年度及び昭和43年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和44年法律第92号。以下「44年改正法」という。）附則第8条第1項ただし書及び附則第10条第1項本文の規定により増加恩給等を受ける権利を有する者の当該恩給公務員期間は、本条の在職年に含まれるものとする。

- 2 第1項各号の在職年には、平成24年一元化法附則第60条第5項又は第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号。以下「なお効力を有する改正前地方の施行法」という。）附則第4項の規定により、組合員期間に通算しないことを選択した場合のその期間は、含まないものとする。

なお効力を有する改正前国共済施行法第9条

第1号の職員期間には、次の期間は含まれない。

- (1) 移行年金又はなお効力を有する改正前国共済施行法第42条第1項各号の申出に係る年金等の受給資格期間として算入された期間
- (2) なお効力を有する改正前地方の施行法附則第4項等の規定により組合員期間に通算しないことを選択した場合のその期間

なお効力を有する改正前国共済施行法第10条

- 1 若年停止の解除については第10条第3項の場合は、同項の年齢に達した月の翌月から、同条第4項の場合は、同項の年齢に達した月からそれぞれ行うものとする。
- 2 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成6年法律第98号）による改正前の施行法第10条第1項において読み替えられた法附則第12条の3第1項の規定により平成7年4月1日前に退職共済年金を受ける権利を有していた者については、法附則第12条の4の2第3項の規定の例により算定した金額（法第78条の規定の適用がある場合には、同条第1項に規定する加給年金額を含む。）をもって、施行法第10条第2項に規定する「新法附則第12条の3の規定による退職共済年金」の額とする。

なお効力を有する改正前国共済施行法第14条

退職一時金等の支給額及び支給期日等が明らかでない場合には、合理的な方法により当該支給額及び支給期日等を推定することができる。また、旧法施行前の退職一時金については、昭和61年経過措置政令第65条第2項に該当するものとみなす。

なお効力を有する改正前国共済施行法第20条

「増加恩給等を受ける権利を有する者となつたとき」とは、増加恩給等の支給が行われるべき日と解する。

なお効力を有する改正前国共済施行法第31条

- 1 「地方の職員等」には、樺太、台湾及び関東州における地方公共団体に在職した常勤の者を含むものとする。
- 2 第1項に規定する「地方公共団体の条例」には、樺太、台湾、朝鮮及び関東州（次項において「旧外地」という。）における地方公共団体の条例（これに相当する規程を含む。以下「旧外地の条例等」という。）を含む。この場合において、当該条例の規定は、恩給法（恩給法の一部を改正する法律（昭和8年法律第50号）による改正後の恩給法をいう。）と異なる規定が設けられていることが確認された場合を除き、恩給法の規定（加算年に関する規定を除く。）と同一の規定が設けられていたものとして取り扱うものとする。
- 3 旧外地の条例等（関東州における市会の条例及び朝鮮における邑面の条例を除く。）の施行の時期は、その施行の時期が明らかである場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日（同日以後に旧外地の地方公共団体が設置されている場合は、当該地方公共団体が設置された日）として取り扱うものとする。
 - (1) 樺太の市町村 大正12年3月1日
 - (2) 台湾の州庁又は市街庄 昭和17年2月1日
 - (3) 朝鮮の道府 大正14年5月1日
- 4 旧外地の条例等の終期は、昭和20年9月2日まで効力を有していたものとして取り扱うものとする。

なお効力を有する改正前国共済施行法第34条

第1項

「沖縄の組合員であつた者のうち国家公務員に相当する者として財務大臣が定めるもの」は、特別措置法（施行法第33条第1号に規定する特別措置法をいう。以下同じ。）の施行の日前に退職又は死亡した者で、その退職又は死亡の際次に掲げる職員であつたものとする。

- (1) 琉球政府の職員で、特別措置法の施行に伴い、国が処理することとなる行政事務に相当する事務に従事するもの（次号に掲げる者を除く。）
- (2) 沖縄の公立学校職員共済組合法（1968年立法第147号）第2条第1項第2号に規定する職員のうち沖縄の琉球大学委員会の任命に係る職員
- (3) 前2号に相当する職員

なお効力を有する改正前国共済施行法第53条

第7条第1項第5号及び第6号の期間又は第9条各号の期間の計算は、この項によるが、恩給公務員期間又は旧長期組合員期間の計算は、別段の規定に該当するものとして、それぞれ恩給法又は旧法の期間計算の例によるものとする。従つて、雇用人が任官した場合は、その月は、恩給公務員期間及び旧長期組合員期間の両者に算入され、また旧長期組合員が退職の月に再び旧長期組合員として再就職した場合についても、その月は、旧長期組合員期間2月として計算される。なお、昭和34年1月から9月までの間に更新組合員であつた者が恩給公務員となり、同年10月1日に恩給更新組合員となつた場合についても同様に取り扱うこととする。

平成27年経過措置政令第138条第1項

第1項の「財務大臣が定める額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。

(1) 控除前遺族特例年金給付額が国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第344号。以下「平成27年整備政令」という。）第3条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成9年政令第86号。以下「改正後平成9年経過措置政令」という。）第17条の3第1項第2号イ(2)(i)の規定により算定される場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$X_1 - Y \times X_1 / X = \alpha$$

算式の符号

X_1 改正後平成9年経過措置政令第13条第1項第9号又は第10号の規定により算定した額

X 改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する遺族給付額

Y 改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する老齢厚生年金等合計額

(2) 控除前遺族特例年金給付額が改正後平成9年経過措置政令第17条の3第1項第2号イ(2)(ii)又はロ(2)の規定により算定される場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$X_1 \times 2 / 3 - Y \times 1 / 2 \times X_1 / X = \alpha$$

算式の符号

X_1 改正後平成9年経過措置政令第13条第1項第9号又は第10号の規定により算定した額

X 改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する遺族給付額

Y 改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する老齢厚生年金等合計額

(3) 控除前遺族特例年金給付額が改正後平成9年経過措置政令第17条の3第1項第1号又は第2号イ(1)若しくはロ(1)の規定により算定される場合 零

平成27年経過措置政令第138条第2項

1 第1号ハの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

(1) 第1号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額

イ 第1号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、第1号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 第1号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額（第2号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第2号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ加えた額。ロにおいて同じ。）を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号。以下「平成27年経過措置政令」という。）第138条第1項（以下この1から10までにおいて単に「前項」という。）第3号に定める額を控除して得た額

- ロ 第1号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第1号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合 第1号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額と平成24年一元化法附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第2条の規定による改正前の法（以下「なお効力を有する改正前の法」という。）第89条第1項第1号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（平成24年一元化法第2条の規定による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第88条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から前項第3号に定める額を控除して得た額
- (2) 第1号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより算定した額
- イ 第1号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 第1号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を加えた額。ロにおいて同じ。）を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から前項第3号に定める額を控除して得た額
- ロ 第1号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合 第1号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額となお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（改正前の法第88条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から前項第3号に定める額を控除して得た額
- 2 第1号ホの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。
- (1) 第1号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 第1号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額と平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第60条第1項第1号の規定の例により算定した額（改正前の法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額。(2)において同じ。）から当該算定した額を国共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第58条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として老齢厚生年金額算定規定の例により算定した額から前項第5号に定める額を控除して得た額
- (2) 第1号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 同号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額と改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定の例により算定した額から当該算定した額を国共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第58条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として老齢厚生年金額算定規定の例により算定した額から前項第5号に定める額を控除して得た額
- 3 第2号イの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。
- (1) 第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金と併給する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでの定めるところにより算定した額

- イ 第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 控除後控除調整下限額（第2号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第2号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額。ニにおいて同じ。）から前項第3号に定める額を控除して得た額に2を乗じて得た額
- ロ 第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金でない場合であつて、第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合 零
- ハ 第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であつて、前項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額である場合 零
- ニ 第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であつて、前項第3号の平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金の額がなお効力を有する改正前の法第89条第1項第2号イ及びロに掲げる額を合算した額である場合 控除後控除調整下限額から前項第3号に定める額を控除して得た額に退職按分率（退職共済年金控除額と遺族共済年金控除額との合計額に対する退職共済年金控除額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に2を乗じて得た額
- (2) 第2号ニの第2号遺族厚生年金と併給する場合 控除後控除調整下限額（第2号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第2号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額）から前項第4号に定める額を控除して得た額に2を乗じて得た額
- (3) 第2号ホの平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金と併給する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでの定めるところにより算定した額
- イ 第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金でない場合 零
- ロ 第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、前項第5号に定める額が改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額である場合 零
- ハ 第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、前項第5号の平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金の額が改正後厚生年金保険法第60条第1項第2号イ及びロに掲げる額を合算した額である場合 控除後控除調整下限額（第2号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第2号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額）から前項第5号に定める額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額
- 4 第2号ロの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。
- (1) 第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金と併給する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでの定めるところにより算定した金額
- イ 第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 控除後控除調整下限額から前項第3号に定める額を控除して得た額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額。ハにおいて同じ。）に2を乗じて得た額
- ロ 第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であつて、前項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額である場合 零
- ハ 第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であつて、前項第3号の平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金の額がなお効力を有する改正前の法第89条第1項第2号イ及びロに掲げる額を合算した額である場合 控除後控除調整下限額から前項第3号に定める額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額

- (2) 第2号ニの第2号遺族厚生年金と併給する場合 控除後控除調整下限額から前項第4号に定める額を控除して得た額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額）に2を乗じて得た額
- (3) 第2号ホの平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額
- イ 前項第5号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額である場合 零
- ロ 前項第5号の平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金の額がなお効力を有する改正前の法第89条第1項第2号イ及びロに掲げる額を合算した額である場合 控除後控除調整下限額から前項第5号に定める額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額）を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額
- 5 第2号ハの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。
- (1) 控除後遺族特例年金給付額が改正後平成9年経過措置政令第17条の3第1項第2号イ(2)(i)の規定により算定される場合 以下の算式の α について計算して得た額
- 算式
- $$X_2 - Z \times X_1 / X = \alpha$$
- 算式の符号
- X_1 改正後平成9年経過措置政令第13条第1項第9号又は第10号の規定により算定した額
- X 改正後平成9年経過措置政令第17条の2の2の規定により遺族給付額とみなされた遺族共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する死亡を給付事由とする年金たる給付の額
- Z 改正後平成9年経過措置政令第17条の3の2の規定により老齢厚生年金等合計額とみなされた退職共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する退職を給付事由とする年金たる給付の額
- (2) 控除後遺族特例年金給付額が改正後平成9年経過措置政令第17条の3第1項第2号イ(2)(ii)又はロ(2)の規定により算定される場合 以下の算式の α について計算して得た額
- 算式
- $$X_1 \times 2 / 3 - Z \times 1 / 2 \times X_1 / X = \alpha$$
- 算式の符号
- X_1 改正後平成9年経過措置政令第13条第1項第9号又は第10号の規定により算定した額
- X 改正後平成9年経過措置政令第17条の2の2の規定により遺族給付額とみなされた遺族共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する死亡を給付事由とする年金たる給付の額
- Z 改正後平成9年経過措置政令第17条の3の2の規定により老齢厚生年金等合計額とみなされた退職共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する退職を給付事由とする年金たる給付の額
- (3) 控除後遺族特例年金給付額が改正後平成9年経過措置政令第17条の3第1項第1号又は第2号イ(1)若しくはロ(1)の規定により算定される場合 零
- 6 第3号ハの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。
- (1) 第3号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額
- イ 第3号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、第3号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 第3号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額（第2号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第2号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ加えた額。ロにおいて同じ。）を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から前項第3号に定める額を控除して得た額
- ロ 第3号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第3号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がとも

に控除対象年金である場合 第3号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額となお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（改正前の法第88条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から前項第3号に定める額を控除して得た額

(2) 第3号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより算定した額

イ 第3号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 第3号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を加えた額。ロにおいて同じ。）を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から前項第3号に定める額を控除して得た額

ロ 第3号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合 第3号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額となお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（改正前の法第88条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から前項第3号に定める額を控除して得た額

7 第3号ホの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

(1) 第3号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 第3号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額（第2号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第2号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ加えた額）と改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定の例により算定した額から当該算定した額を国共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第58条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族厚生年金額算定規定の例により算定した額から前項第5号に定める額を控除して得た額

(2) 第3号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 同号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を加えた額）と改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定の例により算定した額から当該算定した額を国共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第58条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として老齢厚生年金額算定規定の例により算定した額から前項第5号に定める額を控除して得た額

8 第4号イの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。

(1) 第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金と併給する場合 次のイからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハマまでの定めるところにより算定した額

イ 第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 控除後控除調整下限額（第2号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第2号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給さ

れる場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額。ハにおいて同じ。) から前項第3号に定める額を控除して得た額に2を乗じて得た額

ロ 第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であつて、前項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額である場合 零

ハ 第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であつて、前項第3号の平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金の額がなお効力を有する改正前の法第89条第1項第2号イ及びロに掲げる額を合算した額である場合 控除後控除調整下限額から前項第3号に定める額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額

(2) 第4号ニの第2号遺族厚生年金と併給する場合 控除後控除調整下限額(第2号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第2号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額) から前項第4号に定める額を控除して得た額に2を乗じて得た額

(3) 第4号ホの平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額

イ 前項第5号の平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金の額が改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額である場合 零

ロ 前項第5号の平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金の額が改正後厚生年金保険法第60条第1項第2号イ及びロに掲げる額を合算した額である場合 控除後控除調整下限額(退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額) から前項第5号に定める額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額

9 第4号ロの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。

(1) 第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金と併給する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでの定めるところにより算定した額

イ 第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 控除後控除調整下限額(退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額。ハにおいて同じ。) から前項第3号に定める額を控除して得た額に2を乗じて得た額

ロ 第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であつて、前項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額である場合 零

ハ 第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であつて、前項第3号の平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金の額がなお効力を有する改正前の法第89条第1項第2号イ及びロに掲げる額を合算した額である場合 控除後控除調整下限額から前項第3号に定める額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額

(2) 第4号ニの第2号遺族厚生年金と併給する場合 控除後控除調整下限額(退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額) から前項第4号に定める額を控除して得た額に2を乗じて得た額

(3) 第4号ホの平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した金額

イ 前項第5号の平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金の額が改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額である場合 零

ロ 前項第5号の平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金の額が改正後厚生年金保険法第60条第1項第2号イ及びロに掲げる額を合算した額である場合 控除後控除調整下限額(退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額) から前項第5号に定める額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額

10 第4号ハの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。

(1) 控除後遺族特例年金給付額が改正後平成9年経過措置政令第17条の3第1項第2号イ(2)(i

)の規定により算定される場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$X_1 - Z \times X_1 / X = \alpha$$

算式の符号

X_1 改正後平成9年経過措置政令第13条第1項第9号又は第10号の規定により算定した額

X 改正後平成9年経過措置政令第17条の2の2の規定により遺族給付額とみなされた遺族共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する死亡を給付事由とする年金たる給付の額

Z 改正後平成9年経過措置政令第17条の3の2の規定により老齢厚生年金等合計額とみなされた退職共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する退職を給付事由とする年金たる給付の額

(2) 控除後遺族特例年金給付額が改正後平成9年経過措置政令第17条の3第1項第2号イ(2)(ii)又はロ(2)の規定により算定される場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$X_1 \times 2 / 3 - Z \times 1 / 2 \times X_1 / X = \alpha$$

算式の符号

X_1 改正後平成9年経過措置政令第13条第1項第9号又は第10号の規定により算定した額

X 改正後平成9年経過措置政令第17条の2の2の規定により遺族給付額とみなされた遺族共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する死亡を給付事由とする年金たる給付の額

Z 改正後平成9年経過措置政令第17条の3の2の規定により老齢厚生年金等合計額とみなされた退職共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する退職を給付事由とする年金たる給付の額

(3) 控除後遺族特例年金給付額が改正後平成9年経過措置政令第17条の3第1項第1号又は第2号イ(1)若しくはロ(1)の規定により算定される場合 零

平成27年経過措置政令第138条第6項

1 第6項の規定により読み替えて準用する第2項(以下この1から14までにおいて単に「第2項」という。)第1号ハの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

(1) 第2項第1号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額

イ 第2項第1号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、第2項第1号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 第2項第1号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第6項の規定により読み替えて準用する第1項(以下この1から14までにおいて単に「第1項」という。)第3号に定める額を控除して得た額

ロ 第2項第1号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2項第1号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合 第2項第1号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額となお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数(改正前の法第88条第1第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月)で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

(2) 第2項第1号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 第2項第1号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額となお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数(改正前

の法第88条第1第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月)で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

2 第2項第1号ホの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

(1) 第2項第1号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 第2項第1号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額と改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数(厚生年金保険法第58条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月)で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第5号に定める額を控除して得た額

(2) 第2項第1号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 第2項第1号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額と改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数(厚生年金保険法第58条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月)で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第5号に定める額を控除して得た額

3 第2項第2号イの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。

(1) 第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金と併給する場合 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでの定めるところにより算定した額

イ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + \{B - (A + \alpha) \times B / (B + C)\} = D$$

算式の符号

A 第1項第1号に定める額

B 第1項第3号に定める額

C 平成24年一元化法附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年整備政令第1条の規定による改正前の施行令(以下「なお効力を有する改正前の施行令」という。)第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額

D 控除後控除調整下限額

ロ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + [\{(B + C_1) \times 2 / 3 + (A + \alpha + C_1) \times 1 / 2\} \times B / (B + C_1)] - (A + \alpha) \times B / (B + C_1) = D$$

算式の符号

A 第1項第1号に定める額

- B 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額
- C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額（同条第1号及び第3号に掲げる年金である給付を除く。以下同じ。）
- C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額
- ハ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金でない場合であつて、第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合 零
- ニ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 零
- ホ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 控除後控除調整下限額から第1項第1号に定める額及び控除後遺族共済年金等支給額の合計額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額
- (2) 第2項第2号ニの第2号遺族厚生年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額
- イ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第4号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法（平成24年一元化法附則第12条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第343号）第21条第1項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第60条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式のαについて計算して得た額
- 算式
- $$(A + \alpha) + \{B - (A + \alpha) \times B / (B + C)\} = D$$
- 算式の符号
- A 第1項第1号に定める額
- B 第1項第4号に定める額
- C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額
- ロ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第4号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 以下の算式のαについて計算して得た額
- 算式
- $$(A + \alpha) + [\{ (B + C_2) \times 2 / 3 + (A + \alpha + C_1) \times 1 / 2 \} \times B / (B + C_2)] - (A + \alpha) \times B / (B + C_2) = D$$
- 算式の符号
- A 第1項第1号に定める額
- B 第1項第4号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額
- C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
- C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額
- (3) 第2項第2号ホの平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金と併給する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでの定めるところにより算定した額

- イ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金でない場合 零
- ロ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 零
- ハ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 控除後控除調整下限額から第1項第1号に定める額及び控除後遺族共済年金等支給額の合計額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額
- 4 第2項第2号ロの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。
- (1) 第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金と併給する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでの定めるところにより算定した額
- イ 第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額
- 算式
- $$(A + \alpha) + \{B - (A + \alpha) \times B / (B + C)\} = D$$
- 算式の符号
- A 第1項第2号に定める額
- B 第1項第3号に定める額
- C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額
- ロ 第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額
- 算式
- $$(A + \alpha) + [\{ (B + C_1) \times 2 / 3 + (A + \alpha + C_1) \times 1 / 2 \} \times B / (B + C_1)] - (A + \alpha) \times B / (B + C_1) = D$$
- 算式の符号
- A 第1項第2号に定める額
- B 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額
- C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
- C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額
- ハ 第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 零
- ニ 第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 控除後控除調整下限額から第1項第2号に定める額及び控除後遺族共済年金等支給額の合計額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額
- (2) 第2項第2号ニの第2号遺族厚生年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額
- イ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第4号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算

式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + \{B - (A + \alpha) \times B / (B + C)\} = D$$

算式の符号

- A 第1項第2号に定める額
- B 第1項第4号に定める額
- C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

ロ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第4号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + [\{ (B + C) \times 2 / 3 + (A + \alpha + C) \times 1 / 2 \} \times B / (B + C)] - (A + \alpha) \times B / (B + C) = D$$

算式の符号

- A 第1項第2号に定める額
- B 第1項第4号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額
- C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
- C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

(3) 第2項第2号ホの平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額

イ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 零

ロ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 控除後控除調整下限額から第1項第2号に定める額及び控除後遺族共済年金等支給額の合計額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額

5 第2項第2号ハの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

(1) 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでの定めるところにより算定した額

イ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 第2項第2号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

ロ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金でない場合であつて、第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$A + \{ (B + \alpha) - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C) \} = D$$

算式の符号

- A 第1項第1号に定める額
- B 第1項第3号に定める額
- C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

ハ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金でない場合であつて、第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合

第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額に以下の算式の α について計算して得た額を加えた額を基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

算式

$$A + [\{ (B + \alpha + C_1) \times 2 / 3 + (A + C_1) \times 1 / 2 \} \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2)] - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2) = D$$

算式の符号

- A 第1項第1号に定める額
- B 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額
- C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
- C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

ニ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$A + \{ (B + \alpha) - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C) \} = D$$

算式の符号

- A 第2項第2号イに定める額
- B 第1項第3号に定める額
- C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

ホ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額に以下の算式の α について計算して得た額を加えた額を基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

算式

$$A + [\{ (B + \alpha + C_1) \times 2 / 3 + (A + C_1) \times 1 / 2 \} \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2)] - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2) = D$$

算式の符号

- A 第2項第2号イに定める額
- B 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額
- C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
- C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

(2) 第2項第2号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 次のイからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハマまでの定めるところにより算定した額

イ 第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 第2項第2号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

ロ 第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$A + \{ (B + \alpha) - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C) \} = D$$

算式の符号

- A 第2項第2号ロに定める額
- B 第1項第3号に定める額
- C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

ハ 第2項第2号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額に以下の算式の α について計算して得た額を加えた額を基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

算式

$$A + [\{ (B + \alpha + C_1) \times 2 / 3 + (A + C_1) \times 1 / 2 \} \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_1)] - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_1) = D$$

算式の符号

- A 第2項第2号ロに定める額
- B 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額
- C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
- C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

6 第2項第2号ニの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

- (1) 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 第2項第2号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第4号に定める額を控除して得た額
- (2) 第2項第2号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 第2項第2号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第4号に定める額を控除して得た額

7 第2項第2号ホの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

- (1) 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでの定めるところにより算定した額

イ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金でない場合であり、かつ、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$A + \{ (B + \alpha) - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C) \} = D$$

算式の符号

- A 第1項第1号に定める額
- B 第1項第5号に定める額
- C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

ロ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金でない場合であり、かつ、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 第1項第5号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額に以下の算式の α について計算して得た額を加えた額を基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第5号に定める額を控除して得た額

算式

$$A + [\{ (B + \alpha + C_1) \times 2 / 3 + (A + C_1) \times 1 / 2 \} \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_1)] - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_1) = D$$

$$] - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2) = D$$

算式の符号

- A 第1項第1号に定める額
 - B 第1項第5号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額
 - C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
 - C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
 - D 控除後控除調整下限額
- ハ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$A + \{ (B + \alpha) - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C) \} = D$$

算式の符号

- A 第2項第2号イに定める額
 - B 第1項第5号に定める額
 - C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
 - D 控除後控除調整下限額
- ニ 第2項第2号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 第1項第5号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額に以下の算式の α について計算して得た額を加えた額を基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第5号に定める額を控除して得た額

算式

$$A + [\{ (B + \alpha + C_1) \times 2 / 3 + (A + C_1) \times 1 / 2 \} \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2)] - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2) = D$$

算式の符号

- A 第2項第2号イに定める額
 - B 第1項第5号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額
 - C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
 - C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
 - D 控除後控除調整下限額
- (2) 第2項第2号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額

- イ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$A + \{ (B + \alpha) - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C) \} = D$$

算式の符号

- A 第2項第2号ロに定める額
 - B 第1項第5号に定める額
 - C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
 - D 控除後控除調整下限額
- ロ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 第1項第5号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額に以下の算式の α について計算して得た額を加えた額を基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第5号に定める額を控除して得た額

算式

$$A + [\{ (B + \alpha + C_1) \times 2 / 3 + (A + C_1) \times 1 / 2 \} \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2)] - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2) = D$$

$$\text{]} - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2) = D$$

算式の符号

- A 第2項第2号ロに定める額
- B 第1項第5号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額
- C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
- C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

8 第2項第3号ハの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

(1) 第2項第3号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額

イ 第2項第3号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、第2項第3号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 第2項第3号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

ロ 第2項第3号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2項第3号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合 第2項第3号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額となお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（改正前の法第88条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

(2) 第2項第3号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額

イ 第2項第3号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 第2項第3号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

ロ 第2項第3号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合 第2項第3号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額となお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（改正前の法第88条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

9 第2項第3号ホの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

(1) 第2項第3号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 第2項第3号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額と改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（厚生年金保険法第58条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第5号に定める額を控除して得た額

(2) 第2項第3号口の平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 第2項第3号口に定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額と改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（厚生年金保険法第58条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金にあつては、当該月数が300月未満であるときは、300月）で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の100分の10に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第5号に定める額を控除して得た額

10 第2項第4号イの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。

(1) 第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金と併給する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでの定めるところにより算定した額

イ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + \{B - (A + \alpha) \times B / (B + C)\} = D$$

算式の符号

- A 第1項第1号に定める額
- B 第1項第3号に定める額
- C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

ロ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であつて、第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + [\{ (B + C_1) \times 2 / 3 + (A + \alpha + C_1) \times 1 / 2 \} \times B / (B + C_1)] - (A + \alpha) \times B / (B + C_1) = D$$

算式の符号

- A 第1項第1号に定める額
- B 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額
- C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
- C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

ハ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 零

ニ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2項第4号ロの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 控除後控除調整下限額から第1項第1号に定める額及び控除後遺族共済年金等支給額の合計額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額

(2) 第2項第4号ニの第2号遺族厚生年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応

じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額

イ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第4号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + \{B - (A + \alpha) \times B / (B + C)\} = D$$

算式の符号

- A 第1項第1号に定める額
- B 第1項第4号に定める額
- C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

ロ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第4号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + [\{ (B + G) \times 2 / 3 + (A + \alpha + G) \times 1 / 2 \} \times B / (B + G)] - (A + \alpha) \times B / (B + G) = D$$

算式の符号

- A 第1項第1号に定める額
- B 第1項第4号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額
- C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
- G なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

(3) 第2項第4号ホの平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額

イ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 零

ロ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 控除後控除調整下限額から第1項第1号に定める額及び控除後遺族共済年金等支給額の合計額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額

11 第2項第4号ロの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。

(1) 第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金と併給する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでの定めるところにより算定した額

イ 第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + \{B - (A + \alpha) \times B / (B + C)\} = D$$

算式の符号

- A 第1項第2号に定める額
- B 第1項第3号に定める額
- C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

ロ 第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年

金が控除対象年金でない場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + [\{ (B + C_1) \times 2 / 3 + (A + \alpha + C_1) \times 1 / 2 \} \times B / (B + C_1)] - (A + \alpha) \times B / (B + C_1) = D$$

算式の符号

- A 第1項第2号に定める額
 - B 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額
 - C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
 - C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
 - D 控除後控除調整下限額
- ハ 第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 零
- ニ 第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 控除後控除調整下限額から第1項第2号に定める額及び控除後遺族共済年金等支給額の合計額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額
- (2) 第2項第4号ニの第2号遺族厚生年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額
- イ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第4号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + \{ B - (A + \alpha) \times B / (B + C) \} = D$$

算式の符号

- A 第1項第2号に定める額
 - B 第1項第4号に定める額
 - C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
 - D 控除後控除調整下限額
- ロ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第4号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$(A + \alpha) + [\{ (B + C_1) \times 2 / 3 + (A + \alpha + C_1) \times 1 / 2 \} \times B / (B + C_1)] - (A + \alpha) \times B / (B + C_1) = D$$

算式の符号

- A 第1項第2号に定める額
 - B 第1項第4号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額
 - C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
 - C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
 - D 控除後控除調整下限額
- (3) 第2項第4号ホの平成24年一元化法附則第41条遺族共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額
- イ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 零
- ロ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 控除後控除調整下限額から第1項第2号に定める額及び控除後遺族共済年金等支給額の合計額を控除して得た額に退職按分率を乗じて得た額に2を乗じて得た額

12 第2項第4号ハの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

(1) 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでの定めるところにより算定した額

イ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金であつて、第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 第2項第4号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

ロ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$A + \{ (B + \alpha) - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C) \} = D$$

算式の符号

A 第2項第4号イに定める額

B 第1項第3号に定める額

C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額

D 控除後控除調整下限額

ハ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金及び第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金がともに控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額に以下の算式の α について計算して得た額を加えた額を基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

算式

$$A + [\{ (B + \alpha + C_1) \times 2 / 3 + (A + C_2) \times 1 / 2 \} \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_1)] - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2) = D$$

算式の符号

A 第2項第4号イに定める額

B 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額

C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額

C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額

D 控除後控除調整下限額

(2) 第2項第4号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでの定めるところにより算定した額

イ 第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金でない場合 第2項第4号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

ロ 第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$A + \{ (B + \alpha) - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C) \} = D$$

算式の符号

A 第2項第4号ロに定める額

B 第1項第3号に定める額

C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額

D 控除後控除調整下限額

- ハ 第2項第4号ハの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第3号に定める額がなお効力を有する改正前の法第89条第2項第2号の規定による額である場合 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額に以下の算式の α について計算して得た額を加えた額を基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第3号に定める額を控除して得た額

算式

$$A + [\{ (B + \alpha + C_2) \times 2 / 3 + (A + C_1) \times 1 / 2 \} \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2)] - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2) = D$$

算式の符号

A 第2項第4号ロに定める額

B 第1項第3号に定める額の算定の基礎となつたなお効力を有する改正前の法第89条第1項第1号の規定による額

C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額

C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額

D 控除後控除調整下限額

- 13 第2項第4号ニの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

(1) 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 第2項第4号イに定める平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第4号に定める額を控除して得た額

(2) 第2項第4号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 同号ロに定める平成24年一元化法附則第41条退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額から第1項第4号に定める額を控除して得た額

- 14 第2項第4号ホの「財務大臣が定めるところにより算定した額」は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)の定めるところにより算定した額とする。

(1) 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額

イ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$A + \{ (B + \alpha) - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C) \} = D$$

算式の符号

A 第2項第4号イに定める額

B 第1項第5号に定める額

C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額

D 控除後控除調整下限額

- ロ 第2項第4号イの平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち退職共済年金が控除対象年金である場合であり、かつ、控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 第1項第5号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額に以下の算式の α について計算して得た額を加えた額を基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第5号に定める額を控除して得た額

算式

$$A + [\{ (B + \alpha + C_2) \times 2 / 3 + (A + C_1) \times 1 / 2 \} \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2)] - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2) = D$$

算式の符号

- A 第2項第4号イに定める額
- B 第1項第5号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額
- C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
- C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

(2) 第2項第4号ロの平成24年一元化法附則第41条退職共済年金と併給する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロの定めるところにより算定した額

イ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第1号の規定による額である場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$A + \{ (B + \alpha) - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C) \} = D$$

算式の符号

- A 第2項第4号ロに定める額
 - B 第1項第5号に定める額
 - C なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
 - D 控除後控除調整下限額
- ロ 控除後遺族共済年金等支給額が零を超える場合であつて、第1項第5号に定める額がなお効力を有する改正前厚生年金保険法第60条第2項第2号の規定による額である場合 第1項第5号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額に以下の算式の α について計算して得た額を加えた額を基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額から第1項第5号に定める額を控除して得た額

算式

$$A + [\{ (B + \alpha + C_2) \times 2 / 3 + (A + C_1) \times 1 / 2 \} \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2)] - A \times (B + \alpha) / (B + \alpha + C_2) = D$$

算式の符号

- A 第2項第4号ロに定める額
- B 第1項第5号に定める額の算定の基礎となつた改正後厚生年金保険法第60条第1項第1号の規定による額
- C₁ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の2に掲げる年金である給付の合算額
- C₂ なお効力を有する改正前の施行令第11条の8の7に掲げる規定による額の合算額
- D 控除後控除調整下限額

平成27年経過措置政令第138条第19項

第19項の「財務大臣が定める額」は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までの定めるところにより算定した額とする。

(1) 控除後遺族特例年金給付額が改正後平成9年経過措置政令第17条の3第1項第2号イ(2)(i)の規定により算定される場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$X_1 - Z \times X_1 / X = \alpha$$

算式の符号

- X₁ 改正後平成9年経過措置政令第13条第1項第9号又は第10号の規定により算定した額
- X 改正後平成9年経過措置政令第17条の2の2の規定により遺族給付額とみなされた遺族共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する死亡を給付事由とする年金たる給付の額
- Z 改正後平成9年経過措置政令第17条の3の2の規定により老齢厚生年金等合計額とみなされた退職共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する退職を給付事由とする年金たる給付の額

(2) 控除後遺族特例年金給付額が改正後平成9年経過措置政令第17条の3第1項第2号イ(2)(ii)又はロ(2)の規定により算定される場合 以下の算式の α について計算して得た額

算式

$$X_1 \times 2 / 3 - Z \times 1 / 2 \times X_1 / X = \alpha$$

算式の符号

- X₁ 改正後平成9年経過措置政令第13条第1項第9号又は第10号の規定により算定し

た額

X 改正後平成9年経過措置政令第17条の2の2の規定により遺族給付額とみなされた遺族共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する死亡を給付事由とする年金たる給付の額

Z 改正後平成9年経過措置政令第17条の3の2の規定により老齢厚生年金等合計額とみなされた退職共済年金額控除規定適用後の改正後平成9年経過措置政令第17条の2第1項第1号に規定する退職を給付事由とする年金たる給付の額

(3) 控除後遺族特例年金給付額が改正後平成9年経過措置政令第17条の3第1項第1号又は第2号イ(1)若しくはロ(1)の規定により算定される場合 零

附則第49条の3関係

平成27年経過措置政令第145条

平成27年経過措置省令第4条

1 平成27年経過措置政令第145条の規定により読み替えて準用する施行令第9条の3第4項の規定により同条第2項に規定する退職等年金給付積立金等（以下「退職等年金給付積立金等」という。）及び平成27年経過措置政令第145条に規定する国の組合の経過的長期給付積立金等（以下「経過的長期給付積立金等」という。）を合同して管理及び運用を行つた場合に利益（第3項に規定するものを除く。）が生じたときは、次の各号に掲げる経理に帰属する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 退職等年金経理（施行規則第85条第2項において読み替えて準用する施行規則第6条第1項第2号の2に掲げる経理単位をいう。次項において同じ。）当該利益の額に当該事業年度において合同して管理及び運用を行つた退職等年金給付積立金等の額を当該額と当該事業年度において合同して管理及び運用を行つた経過的長期給付積立金等の額との合算額で除して得た率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

(2) 経過的長期経理（平成27年経過措置省令第2条第1項において読み替えて準用する施行規則第6条第1項第2号に掲げる経理単位をいう。次項及び第3項において同じ。）当該利益の額から前号に定める額を控除して得た額

2 退職等年金給付積立金等及び経過的長期給付積立金等を合同して管理及び運用を行つた場合に損失（次項に規定するものを除く。）が生じたときは、次の各号に掲げる経理に帰属する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 退職等年金経理 当該損失の額に前項第1号の率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

(2) 経過的長期経理 当該損失の額から前号に定める額を控除して得た額

3 平成27年経過措置政令第145条の規定により読み替えて準用する施行令第9条の3第4項の規定により退職等年金給付積立金等及び経過的長期給付積立金等を合同して管理及び運用を行う場合における不動産の譲渡による利益又は損失については、経過的長期経理に帰属するものとする。

附則第160条関係

平成27年経過措置政令第3条

平成27年経過措置政令第3条に規定する財務大臣が定める厚生年金保険法第3条第1項第3号に掲げる報酬若しくは同項第4号に掲げる賞与又は健康保険法第3条第5項に規定する報酬若しくは同条第6項に規定する賞与のうちその全部又は一部が通貨以外のもので支払われる報酬又は賞与に相当するものは、厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成24年1月厚生労働省告示第36号）によつて定めるものとする。

平成27年経過措置政令第13条第1項

平成6年改正法附則第8条

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成6年法律第98号）附則第8条第2項の規定により支給される旧職域加算障害給付については、同項に規定する旧共済法による障害年金の給付事由が生じた日（旧共済法第85条の規定により当該障害年金の額を改定した場合にあつては、最後に改定した日）を障害認定日とみなし、なお効力を有する改正前の法の旧職域加算障害給付に関する規定を適用するものとする。

（三） 施行規則関係

施行規則第6条関係

宿泊所及び病院等に附帯する業務（例えば売店等）は、宿泊所及び病院等の主体業務の経理単位に含めて経理することができる。

施行規則第7条関係

第2項に規定する「剰余金に相当する金額」とは、剰余金のうち積立金及び当期利益金とする。

施行規則第10条関係

- 1 貸付信託及び証券投資信託の受益証券（約款において受益証券が無記名式に限定されている公社債投資信託を除く。）は、記名式としなければならない。
- 2 損害保険に付する資産の価格は時価とする。

施行規則第12条関係

- 1 第2項に規定する短期の預金とは、当座預金、普通預金、通知預金又は別段預金をいう。
- 2 第3項第3号の「その他确实と認められるもの」とは、信用のある格付け機関からA格以上の格付けを取得したものであるものとする。
- 3 第3項第6号に掲げる債券への運用は、信用のある格付け機関からAA格以上の格付けを取得したものに限るものとする。

施行規則第13条の2関係

第1項第3号中「固定資産」とは、有形固定資産及び無形固定資産とする。

施行規則第15条関係

組合の資産の交換で相手方に新たに建物等を建築させて共済組合の資産と交換しようとする場合においては、次の建築交換基準によるものとする。

建築交換基準

（交換の目的）

- 1 交換の目的は次の号のいずれかに該当するものでなければならない。
 - (1) 都市計画上現在の施設を他に移転しようとするとき。
 - (2) 資産の効率的活用を図るため、分散している施設を集合整備しようとするとき。
 - (3) 老朽施設の更新をしようとする場合で四囲の環境等から見て、その他の場所に施設を設けることが適当であると認めるとき。
 - (4) その他現在の位置、環境、規模、形態等からみて組合がそのまま使用することが適当でないと認められる施設の更新をしようとするとき。

（交換の相手方）

- 2 建築交換の相手方は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
 - (1) 交換の相手方が国、他の共済組合、政府関係機関、地方公共団体、その他公共性、公益性の強い者であつて、交換渡資産をこれらの者の本来の用に直接供するものであるとき。
 - (2) 交換の相手方が、交換渡財産を取得するにふさわしい者であつて、組合として交換しようとするのが、通常の売払及び購入によるよりも有利であると認められるとき。

施行規則第18条の2関係

第1項中「特に必要があると認める場合」とは、宿泊所、学生寮、保養所及び臨時に開設する海の家、山の家の運営を行なう場合並びに貯金、食堂、物資の業務を行なう場合等で特別の事情により出納員の配置を必要とする場合とする。

施行規則第21条関係

- 1 「第57条に規定する帳簿」とは、各会計単位において、記録された元帳及び補助簿である。
- 2 「亡失」とは、社会通念上減耗と考えられるものを除き、天災その他の事由により、焼失、流失、盗難等によつて滅失（物がその物としての物理的存在を失うことをいう。）又は紛失（物が物としての物理的存在を失つたかどうかを問わず見えなくなること或いはこれをなくすることをいう。）したことをいう。

施行規則第23条関係

第5号、第6号、第7号、第8号及び第11号中「施設の設置及び廃止に関する事項」とは、施行令第7条第4号に規定するものをいう。

施行規則第24条関係

- 1 第2項第1号中「人件費及び事務費」とは、施行令第7条第1号に規定するものをいう。
- 2 第2項第3号中「資金の融通」とは、施行令第7条第3号に規定するものをいう。
- 3 第2項第6号中「不動産」とは、土地、建物（構築物、機械及び装置を含む。）、借入不動産附帯施設とする。
- 4 第2項第7号の「財務大臣の指定する事項」とは、施行令第7条第5号に規定するもの（運用方針法第15条関係の「施行令第7条」の第5項第5号、第7号及び第10号に掲げる事項を除く。）をいう。

施行規則第26条の3関係

第2項中の「指名基準」を次のように定める。

契約担当者は、履行成績、履行能力、立地条件、経営状況、信用度、実務経験、機械設備及びそ

の他必要と認める事項を考慮して指名するものとする。

施行規則第27条関係

1 第1項第8号にいう「財務大臣が指定する団体」とは、次に掲げる団体とする。

(1) 地方の組合

(2) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社（同法第17条第1項第1号ロに規定する業務の用に直接供するため必要な物件（土地に限る。）を直接に当該公社に売り払う場合に限る。）

(3) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）の規定により設立された地方住宅供給公社

(4) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）の規定により設立された地方道路公社

2 次の各号に掲げる随意契約については、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格（料金）が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格（料金）によらなければ契約が不可能又は著しく困難であると認められる場合の随意契約

(2) 予定価格が10万円を超えない契約で、組合の代表者において契約担当者が見積書の徴取を省略しても支障がないと認める場合の随意契約

施行規則第27条の2関係

契約担当者は、施行規則第27条の2に規定する場合のほか、施行規則第24条に規定する予算総則に翌年度以降にわたる債務の負担の最高限度額を明らかにすれば長期継続契約を締結することができる。

施行規則第27条の3関係

1 契約担当者は、第27条の3第1項ただし書の場合のほか競争に参加しようとする者の工事、製造又は販売の実績、従業員数、資本の額、その他経営の規模及び経営の状況等に関する事項について競争に参加する者に必要な資格を定めた場合において落札者が契約を結ばないおそれがないと認められたときは、入札保証金の全部又は一部の納付を当分の間免除できるものとする。

2 第2項第5号にいう「その他確実と認められる担保で別に財務大臣の定めるもの」とは、次に掲げるものとする。

(1) 施行規則第27条の3第2項第2号の規定に該当するものを除くほか、日本国有鉄道及び旧日本電信電話公社の発行した債券

(2) 地方債

(3) 契約担当者が確実と認める社債

(4) 契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手

(5) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形

(6) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

(7) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証

3 契約担当者は定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

4 契約担当者は銀行又は確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

施行規則第29条関係

1 契約担当者は、第1項ただし書の場合のほか競争に参加する者に必要な資格を定めて契約を結ぼうとする場合において、契約保証金の全部又は一部を、その必要がないと認められるときには、当分の間、納めさせないことができる。

2 第2項において準用する第27条の3第2項第5号にいう「その他確実と認められる担保で別に財務大臣の定めるもの」とは、次に掲げるものとする。

(1) 施行規則第27条の3関係の2の(1)から(7)までに掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

3 施行規則第27条の3関係の3及び4の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同条関係の4中「金融機関の保証」とあるのは「金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証」と、「金融機関との間」とあるのは「金融機関若しくは保証事業会社との間」と読み替えるものとする。

施行規則第32条関係

「財務大臣の定める場合」とは、物資経理において、組合員に対して生活必需物資を供給する取引をする場合とする。

施行規則第37条関係

取引金融機関に登録する印鑑は、公印、私印のいずれでも差し支えない。ただし、組合の内部においては統一を図ること。

施行規則第41条関係

事業運営上の「つり銭」については、出納しめ切後に現金を収納したものと解して必要額を翌日に繰越し保有することができる。

施行規則第42条関係

現金を出納し相手方に領収証書を交付する場合において、相手方が領収証書の受領を拒んだ場合又は施行規則第44条ただし書の規定により領収証書を必要としない場合においては、その交付を行わないことができる。

施行規則第45条関係

第2項中「自己を受取人とする小切手」とは、出納主任を受取人とする小切手をいう。

施行規則第52条関係

- 1 取引を行う場合の事業年度区分は、発生した事実に基き、正規の簿記の原則に従って整理しなければならない。ただし、短期経理、厚生年金保険経理及び退職等年金経理における給付金の事業年度区分は、当該請求書の到着した日の属する事業年度において処理するものとする。
- 2 短期経理における給付金のうち附加給付金の事業年度区分は、当該給付の基礎となる法定給付の事業年度区分に一致させるものとする。ただし、この年度区分により難しい場合は、組合ごとに定めるところによることができる。
- 3 短期経理、厚生年金保険経理及び退職等年金経理の給付金について、各月請求のあつたものについては、すみやかに審査確定し、その月の末日において未払のものについては、未払金として処理するものとする。
- 4 修繕費と資本的支出の区別

修繕費とは、固定資産の原状を維持管理するために必要な費用であり、資本的支出とは、固定資産に支出した金額のうち、当該固定資産の使用可能期間を延長させる部分に対する金額又は当該固定資産の価額を増加させる部分に対応する金額をいう。ただし、事業開始前に設備に投入した費用は、全額資本的支出として処理するものとする。

例えば、修繕費として処理する事項は、(1) 家屋又は壁の塗替 (2) 家屋の床の毀損部分の取替 (3) 家屋の畳の表替 (4) 瓦の取替 (5) ガラスの取替又は障子、襖の張替 (6) ベルトの取替 (7) 自動車のタイヤの取替等であり、また資本的支出として処理する事項は、(1) 工場用建物を宿泊所に変更する等の特殊な用途の変更を行う改造 (2) ビルディング等における避難施設等の取替、等である。

施行規則第56条関係

伝票は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票に区分されるが、この3種類の伝票を使用するか、又は振替伝票のみで取引を処理するかは、組合の実情により決定すべきもので、必ずしも3種類の伝票を使用しなくても差しつかえない。

施行規則第59条関係

出納主任は、毎月末日、元帳口座の金額について関係帳簿と照合して記入の正確を確認した場合には、確認をした証として職名を記載するものとする。

施行規則第68条関係

- 1 施行規則第68条第1項に規定する有形固定資産には、次の各号に掲げる資産は該当しないものとする。
 - (1) 当該資産の取得の時ににおいて当該資産につき通常管理又は修理をするものとした場合に予測される当該資産の使用可能期間が1年未満である資産
 - (2) 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第54条第1項各号の規定により計算した取得価格が同令第133条に規定する価格未満である資産(共済組合の業務の性質上基本的に重要な資産を除く。)
- 2 前項第2号の取得価格は、通常1単位として取引される単位ごとに判定する。

例えば、器具及び備品については、1個、1組又は1揃ごとに判定する。
- 3 償却の基礎となる固定資産には遊休設備は含むが、建設中のものは含まない。ただし、建設仮勘定に属しているものであつても、その完成部分を事業の用に供しているものは償却の対象とすることができる。

4 減価償却資産は、その資産の効用が漸次消滅するものであるから、時の経過とともにその価値が減少しないような書画、骨董等は減価償却の対象には含まれない。

ただし、書画、骨董等の複製のようなものであつて、単に装飾的目的にのみ使用されるものは、この限りでない。

5 1つの建物が2以上の構造により構成されている場合において、構造別に区分することができるもの（例えば、鉄筋コンクリート造3階建の上に更に木造建築を建築し4階建としたようなもの）は、それぞれ構造の異なるごとに区分して、その構造について定められた耐用年数を適用し、構造別にその建物と区分することが困難なものについてはその骨格が主としてどの構造によつて構成されているかにより、その耐用年数を判定するものとする。

6 毎事業年度の減価償却を計算する場合において、最終的確定金額に1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てる。

7 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表の耐用年数が改正された場合において、その改正の適用日前に取得した有形固定資産のうち、耐用年数が改正された有形固定資産の毎事業年度の減価償却の計算は、次の方法で1円に達するまで減価償却を行なうものとする。

取得価額×新耐用年数に応じた償却率

8 施行規則第68条第4項の規定により法定耐用年数とみなされて償却額を計算するものとされている有形固定資産に係る法定耐用年数が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の改正により短縮された場合には、同条第4項の規定の例により計算するものとする。この場合において、同項中「法定耐用年数の全部を経過したもの」とあるのは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の改正により短縮された同令の別表に掲げる耐用年数（以下「新耐用年数」という。）の全部を経過したもの」と、「当該法定耐用年数」とあるのは「当該新耐用年数」と、「法定耐用年数の一部」とあるのは「新耐用年数の一部」と、「法定耐用年数と」あるのは「前項の耐用年数と」として適用する。

9 事業年度の中途において譲渡又は滅失した資産の当該年度の減価償却は行わないものとする。

10 第4項中「経過年数」とは、「経過年月数」とする。

11 経過年数が不明なときは、その構造、形式、表示された製作の時期等を勘案して、その経過年数を適正に見積るものとする。

12 第6項中「経過月数」を計算する場合には、取得した日の属する月は、1月として計算する。

施行規則第68条・第69条・第70条関係

減価償却の償却期間の始期は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 新規に施設の営業を開始するために取得したものについては、営業を開始した日
- (2) 施設の増改築により取得したものについては、当該施設の使用を開始した日
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののうちに含まれない減価償却の対象となる物品の購入については、組合が検査納入した日

施行規則第71条関係

1 「陳腐化」とは、流行の変せん、新発見又は新発明等によつて、その使用価値が減価されるものである。例えば、新式の医療機器又は機械が発明され、従来共済組合で使用していた同種類のものが患者の利用に供することができなくなり、用途廃止する場合である。

2 「不適応化」とは、それ自体の原因でなく、他の資産の関係からその使用価値が減価されるものである。例えば、動力源を火力から電力に変更することにより煙突は不要となる場合及び従来30キロワットの変圧器を使用していたが、病床数を増加したことにより、その変圧器は病院施設の使用には不相当となり、取替える場合等である。

なお、固定資産で通常の使用方法により使用していたのであるが、使用度が激しいために使用不能になり価値を減じた場合等は、特別償却とならない。

施行規則第74条関係

商品についても、有形固定資産に準じて所要の金額を損害補てん引当金として計上することができる。

施行規則第76条関係

1 「財務大臣が定める金額」とは、各事業年度末日における貸付金、売掛金その他事業に係る未収金の総額に次に掲げる率を乗じて得た金額とする。

- (1) 保健経理、医療経理、宿泊経理及び住宅経理においては、 $1/100$
- (2) 貸付経理においては、 $0.3/100$
- (3) 物資経理においては、 $2/100$

2 「貸付金」のうちには、各経理相互間における貸付金は含まないものとする。

3 「事業に係る未収金」のうちには、国、独立行政法人、職員団体及び共済組合の負担金、国及び地方公共団体の補助金、組合員の掛金、福祉経理相互間における繰入金並びに各経理相互間における未収金は、含まないものとする。

施行規則第87条の2関係

長期組合員が短期組合員となつた場合において、運用方針施行規則第87条の2の2関係に基づき提出された退職届に短期組合員資格を喪失していないことが記載されているときは、短期組合員資格取得届の提出は要しないものとする。

施行規則第87条の2の2関係

長期組合員が法第72条第2項の規定により長期給付に関する規定を適用しないこととなつた場合は、当該者が退職したものとみなして退職届を提出するものとする。

施行規則第88条関係

被扶養者の認定を受けようとする者が一般職給与法第11条に規定する扶養親族（一般職給与法の適用を受けない組合員にあつては、これに相当するもの）の認定を受けている者である場合には、給与事務担当者による確認を受け、その確認した内容及び確認方法について記録しておくものとする。

施行規則第90条関係

「その事実を証する書類」の記載事項について人事担当者による確認又はその他の方法による確認が可能な場合には、「その事実を証する書類」の提出を省略することができるものとする。この場合においては、その確認した内容及び確認方法について記録しておくものとする。

施行規則第96条の2関係

第4項

「証拠書類」の記載事項について人事担当者による確認又はその他の方法による確認が可能な場合には、「証拠書類」の提出を省略することができるものとする。この場合においては、その確認した内容及び確認方法について記録しておくものとする。

施行規則第96条の4関係

「長期組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき」は、退職等年金給付事務に関する標準報酬を決定し又は改定したときとし、「その標準報酬」は、退職等年金給付事務に関するものとする。

施行規則第103条関係

第4号

- 1 「移送を必要とする理由」には、付添が必要であつた理由を含むものとする。
- 2 「医師又は歯科医師の証明」の記載については、医師又は歯科医師による当該事項に掲げる内容が記載された証明書を「移送費請求書」と併せて組合に提出することで省略することができるものとする。

施行規則第111条～第111条の3関係

「証拠書類」の記載事項について所属長（施行規則第111条の2又は第111条の3の規定が適用される場合には人事担当者）による確認又はその他の方法による確認が可能な場合には、「証拠書類」の提出を省略することができるものとする。この場合においては、その確認した内容及び確認方法について記録しておくものとする。

施行規則第116条の4関係

第2項第1号イ及び第2号イに規定する「その他相当な機関」とは、家庭裁判所及び児童相談所とする。

施行規則第120条関係

「証拠書類」の記載事項について人事担当者による確認又はその他の方法による確認が可能な場合には、「証拠書類」の提出を省略することができるものとする。この場合においては、その確認した内容及び確認方法について記録しておくものとする。

施行規則第120条の7関係

- 1 組合は、退職等年金分掛金及び組合員保険料に係る還付金を短期経理により立替金として取引することができる。
- 2 前項の立替金は、還付金が生じた月の翌月までの掛金の内から調整するものとする。

施行規則第124条関係

帳簿又は書類の保管については、フィルム又は磁気テープ（これらに類するものを含む。）に記録する方法によつて行うことができる。この場合においては、その取扱いに関する細則を定めなければならない。

施行規則第126条の4関係

内部監査を行った場合には、監査確認した証として元帳に記名するものとする。

(四) その他

- 1 この運用方針に抵触する従前の諸通達、質疑応答等は、昭和34年10月1日以後廃止する。
- 2 施行法第15条第1項第2号又は第16条第1項第2号の規定により算定した額が昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和49年法律第94号）による改正前の施行法第15条第1項第1号若しくは第2号又は第16条第1項第1号若しくは第2号の規定により算定した額より少ないときは、その額を施行法第15条第1項又は第16条第1項の規定により支給する。

附 則（昭和35年6月27日蔵計第2145号）

この改正は、昭和35年6月9日から適用する。

附 則（昭和35年12月27日蔵計第3785号）

この改正は、昭和35年12月22日から適用する。

附 則（昭和36年12月22日蔵計第3547号）

この改正は、昭和36年11月1日から適用する。

附 則（昭和37年10月9日蔵計第3672号）

この運用方針の改正中次の各号に掲げる部分の改正は、当該各号に掲げる日から適用するものとする。

- (1) 国家公務員共済組合法関係
第59条関係に第3項を加える改正及び第121条第2項の改正 昭和37年10月1日
- (2) 施行法関係
第7条関係に第3項を加える改正 昭和37年10月1日
- (3) 前2号以外の改正部分 昭和37年10月9日

附 則（昭和38年4月10日蔵計第1070号）

この改正は、昭和38年2月28日から適用する。

附 則（昭和39年1月20日蔵計第39号）

- 1 この改正は、通達の日給付事由の生じるものから適用する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から適用する。
 - (1) 第121条関係の改正は、昭和37年4月1日
 - (2) 第38条、第39条、第42条、第59条「第1項」の第1項及び第4項、第76条、第77条、第87条、第100条第2項、第125条、第126条、附則第13条関係の改正及び施行法関係、第8条、第9条、第41条、第41条の2関係の改正並びに施行規則関係第87条-第87条の3関係の改正は、昭和37年12月1日
 - (3) 第59条「第1項」の第2項及び第3項、第66条、第81条の改正は、昭和38年4月1日
 - (4) 第48条関係の改正は、昭和38年6月4日
 - (5) 施行法関係第2条、第13条関係の改正は、昭和38年10月1日
 - (6) 第2条関係第2項第3号及び第3項、第59条関係「第2項」の改正規定中「7万2000円」を「8万1000円」に改める改正は、昭和38年12月20日
- 2 この通達の日に行われた共済組合法関係の第48条関係の改正規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和39年10月21日蔵計第2977号）

この運用方針の改正は、昭和39年10月1日から適用する。ただし、(一) 共済組合法関係第38条関係及び第100条関係及び(二) 施行法関係第7条関係、第8条関係及び第51条の2関係の改正は、昭和37年12月1日から、(一) 共済組合法関係の改正後の第39条関係及び(二) 施行法第53条関係の改正は昭和34年1月1日から適用する。

附 則（昭和39年12月28日蔵計第3454号）

この改正は、昭和39年12月17日から適用する。

附 則（昭和40年6月19日蔵計第1612号）

この改正は、昭和40年6月1日から適用する。ただし、(一) 共済組合法関係第2条関係は、昭和40年4月1日から、(一) 共済組合法関係第76条関係及び第79条の2関係 (二) 施行法関係第13条関係及び (四) その他の改正は、昭和40年5月1日から適用する。

附 則 (昭和41年1月13日蔵計第40号)
この改正は、昭和40年12月27日から適用する。

附 則 (昭和42年4月26日蔵計第904号)
この運用方針の改正は、昭和42年3月25日から適用する。ただし、(一) 共済組合法関係第15条関係は、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和41年12月27日蔵計第2786号)
この改正は、昭和41年12月27日から適用する。

附 則 (昭和42年9月25日蔵計第2074号)
この改正は、昭和42年7月31日から適用する。ただし、(一) 共済組合法関係中第92条関係は、昭和41年7月1日から、(二) 施行法関係中第2条関係及び第13条関係は、昭和41年10月1日からそれぞれ適用する。

附 則 (昭和42年12月26日蔵計第2628号)
この改正は、昭和42年12月22日から適用する。

附 則 (昭和43年9月27日蔵計第2254号)
この改正は、昭和43年10月1日から適用する。

附 則 (昭和43年12月26日蔵計第2835号)
この改正は、昭和43年12月21日から適用する。ただし、施行法関係第51条の2関係は、昭和37年12月1日から適用する。

附 則 (昭和44年9月29日蔵計第3501号)
この改正は、昭和44年10月1日から適用する。

附 則 (昭和44年12月25日蔵計第4508号)
この改正は、昭和44年10月1日から適用する。ただし、国家公務員共済組合法等の運用方針 (一) 共済組合法関係第2条関係及び第59条関係中「128,000円」を「147,000円」に改める規定は、同年12月2日から適用する。

附 則 (昭和45年4月1日蔵計第987号)
この改正は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和45年11月11日蔵計第3515号)
この改正は、昭和45年10月1日から適用する。

附 則 (昭和45年12月25日蔵計第4029号)
この改正は、昭和45年12月17日から適用する。

附 則 (昭和46年9月30日蔵計第3007号)
この改正は、昭和46年10月1日から適用する。

附 則 (昭和46年11月19日蔵計第3474号)
この改正は、昭和46年12月1日から適用する。ただし、施行規則第68条関係第1項は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年10月20日蔵計第3487号)
この改正は、昭和47年10月1日から適用する。

附 則（昭和47年12月20日蔵計第4095号）
この改正は、昭和47年5月15日から適用する。

- 附 則（昭和48年10月11日蔵計第3242号）
- 1 この改正は、昭和48年10月1日から適用する。
 - 2 この改正による改正前の（二）施行法関係第37条関係及び第41条関係の規定は、昭和48年10月1日前に給付事由が生じた給付については、なおその効力を有する。

附 則（昭和49年4月1日蔵計第1085号）
この改正は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年6月2日蔵計第2338号）
この改正は、昭和49年6月25日から適用する。

附 則（昭和49年11月16日蔵計第3701号）
この改正は、昭和49年9月1日から適用する。

附 則（昭和55年7月3日蔵計第1792号）
この改正は、昭和55年7月3日から適用する。

附 則（昭和56年4月24日蔵計第1133号）
この改正は、昭和56年5月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月23日蔵計第580号）
この改正は、昭和57年3月31日に終る事業年度の決算から適用する。

附 則（昭和57年7月7日蔵計第1736号）
この改正は、昭和57年7月1日から適用する。

附 則（昭和57年9月29日蔵計第2278号）
この改正は、昭和57年10月1日から適用する。

附 則（昭和58年4月1日蔵計第643号）
この改正は、昭和58年3月31日から適用する。ただし、（一）共済組合法関係中第2条関係は、同年4月1日から適用する。

- 附 則（昭和59年4月1日蔵計第1040号）
- 1 この改正は、昭和59年4月1日から適用する。
 - 2 この改正による改正後の（一）共済組合法関係第97条関係「第1項」の6の規定は、昭和59年4月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年10月1日蔵計第2485号）
この改正は、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（昭和59年11月27日蔵計第2648号）
この改正は、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（昭和60年4月1日蔵計第785号）
この改正は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年1月4日蔵計第31号）
この改正は、昭和61年1月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月31日蔵計第778号）
この改正は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年5月12日蔵計1319号）
この改正は、昭和61年4月30日から適用する。

附 則（昭和62年4月1日蔵計第728号）
この改正は、昭和62年4月1日から適用する。ただし、改正後の（一）共済組合法関係第2条関係の「第1項第2号」の第2項第3号の規定は、昭和62年5月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月31日蔵計826号）
この改正は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年4月18日蔵計第1199号）
1 この改正は、昭和63年4月17日から適用する。
2 この改正による改正後の（一）共済組合法関係第2条関係の第1号及び第2号の規定は、昭和63年4月1日以後の勤続期間の計算について適用し、同日前の勤続期間の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月1日蔵計第806号）
この改正は、平成元年5月1日から適用する。

附 則（平成元年12月27日蔵計第2934号）
この改正は、平成2年1月1日から適用する。ただし、改正後の第115条関係第2項の規定は、平成2年2月1日から適用する。

附 則（平成2年11月1日蔵計第2787号）
この改正は、平成2年10月1日から適用する。

附 則（平成3年3月25日蔵計第849号）
この改正は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成3年12月4日蔵計第2869号）
この改正は、平成4年1月1日から適用する。

附 則（平成4年2月10日蔵計第249号）
この改正は、平成4年2月10日から適用する。

附 則（平成4年3月5日蔵計第406号）
この改正は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成4年4月22日蔵計第1196号）
1 この改正は、平成4年5月1日から適用する。
2 この改正による改正後の（一）共済組合法関係第2条関係の第1号及び第2号の規定は、平成4年5月1日以後の勤続期間について適用し、同日前の勤続期間の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成4年9月17日蔵計第2147号）
この改正は、平成4年10月1日から適用する。

附 則（平成5年3月15日蔵計第561号）
この改正は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年11月16日蔵計第2745号）
この改正は、平成6年10月1日から適用する。ただし、（一）共済組合法関係第2条関係の(2)及び同条関係の「第1項第2号」の2(1)の改正は、同年9月1日から適用する。

附 則（平成7年4月17日蔵計第1218号）

この改正は、平成7年4月1日から適用する。ただし、2の「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める規定は、平成6年9月1日から適用する。

附 則（平成7年4月28日蔵計第1293号）

この改正は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成7年6月30日蔵計第1941号）

この改正は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月28日蔵計第688号）

この改正は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年4月25日蔵計第1179号）

この改正は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年2月9日蔵計第227号）

この改正は、平成11年2月9日から適用する。

附 則（平成12年3月21日蔵計第704号）

この改正は、平成12年3月1日から適用する。

附 則（平成12年3月31日蔵計第843号）

この改正は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月31日蔵計第1929号）

この改正は、平成12年4月1日から適用する。ただし、（一）共済組合法関係第42条関係2の改正は、平成13年10月1日から適用する。

附 則（平成12年12月27日蔵計第2834号）

この改正は、平成13年1月1日から適用する。ただし、（一）共済組合法関係第2条関係の改正規定及び第112条関係を第111条関係に改める規定並びに（三）施行規則関係の改正規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成13年1月5日蔵計第2782号）

この改正は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成13年3月30日財計第652号）

この改正は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月29日財計856号）

この改正は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成14年9月26日財計第2328号）

この改正は、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成15年3月29日財計第911号）

この改正は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月31日財計第2927号）

この改正は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月31日財計第870号）

この改正は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月31日財計第770号）
この改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年9月29日財計第2149号）
この改正は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日財計第408号）
この改正は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年7月31日財計第1594号）
この改正は、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平成19年9月28日財計第1917号）
1 この改正は、平成19年10月1日から適用する。
2 平成19年9月30日において現に運用されている国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第9条の3第1項第5号に掲げる不動産については、この改正による改正前の（一）共済組合法関係第19条関係の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規定中「日本郵政公社」とあるのは、「法附則第20条の3第1項に規定する郵政会社等」と読み替えるものとする。

附 則（平成20年1月7日財計第2167号）
この改正は、平成19年12月26日から適用する。ただし、第42条関係の改正規定は平成19年8月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日財計第687号）
この改正は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月31日財計第597号）
この改正は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日財計第682号）
1 この改正は、平成22年4月1日から適用する。
2 平成22年4月1日前に開始された国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第68条の2第1項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金を受ける権利の消滅時効の起算日については、なお従前の例による。

附 則（平成22年10月1日財計第2356号）
この改正は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成23年3月28日財計第595号）
この改正は、平成23年3月28日から適用する。

附 則（平成23年3月31日財計第982号）
この改正は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年8月1日財計第2013号）
この改正は、平成25年8月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日財計第1020号）
この改正は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日財計第1382号）
この改正は、平成27年4月1日から適用する。ただし、（一）共済組合法関係第15条関係の改正規定は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成27年5月13日財計第2057号）

- 1 この改正は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この改正による改正後の（一）共済組合法関係第69条関係の改正規定は、平成27年4月1日以後の期間を算定の基礎とする傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金について適用し、同日前の期間を算定の基礎とする傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月30日財計第2905号）

- 1 この改正は、平成27年10月1日から適用する。
- 2 この改正による改正後の第40条関係及び第41条関係の規定は、組合の運営規則で定める日後の標準報酬の決定又は改定及び標準期末手当等の額の決定について適用し、同日以前の標準報酬の決定又は改定及び標準期末手当等の額の決定については、なお従前の例によることができる。
- 3 前項の規定は、厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額の決定又は改定について準用する。
- 4 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第34条、第37条及び第40条における在勤手当について、当分の間、第2条関係第1項第5号の第1項及び第2項に規定する在勤手当から除くものとして財務大臣が定めるものは、同条関係第1項第5号の第1項第1号、第2号及び第3号のうち組合の運営規則に定めるものに限るものとする。

附 則（平成28年3月31日財計第1265号）

この改正は、平成28年4月1日から適用する。ただし、（一）共済組合法関係第75条関係及び（二）平成24年一元化法関係附則第49条の3関係の改正規定は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成28年12月28日財計第4285号）

この改正は、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年5月19日財計第2335号）

この改正は、通達の日から適用する。

附 則（平成29年7月31日財計第2929号）

この改正は、平成29年8月1日から適用する。

附 則（平成29年12月27日財計第4170号）

この改正は、平成30年1月1日から適用する。ただし、（一）共済組合法関係中第59条関係の改正規定は、平成28年4月1日から、（三）施行規則関係施行規則第12条関係の改正規定は、平成16年7月1日から、それぞれ適用する。

附 則（平成30年3月2日財計第519号）

この改正は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（令和元年5月15日財計第2537号）

この改正は、令和元年5月23日から適用する。ただし、（一）共済組合法関係第2条関係「第1項第5号」の2(8)の（イ）の改正規定は、平成16年4月1日から、（ロ）及び（ハ）の改正規定は、平成27年6月25日から、それぞれ適用する。

附 則（令和元年7月10日財計第3090号）

この改正は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（令和2年6月12日財計第3078号）

この改正は、通達の日から適用する。

附 則（令和2年8月14日財計第3768号）

この改正は、令和2年9月1日から適用する。

附 則（令和2年12月11日財計第4830号）
この改正は、令和3年1月1日から適用する。

附 則（令和2年12月25日財計第4951号）
この改正は、令和2年12月28日から適用する。

附 則（令和3年3月31日財計第1879号）
この改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月24日財計第2682号）
この改正は、通達の日から適用する。

- 附 則（令和4年8月3日財計第3171号）
- 第1条 この改正は、令和4年10月1日から適用する。
- 第2条 この改正による改正後の（一）共済組合法関係第2条関係の「第1項第1号」の第3項の規定は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）以降の月について適用し、施行日前に採用された者に係る国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第12条第2項の規定の適用については、この改正による改正前の（一）共済組合法関係第2条関係の規定により勤務した施行日前の期間と、この改正による改正後の（一）共済組合法関係第2条関係の「第1項第1号」の第3項の規定により勤務した施行日以降の期間とが、引き続いて12月を超えるに至った場合に、同令第12条第2項に規定する常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて12月を超えるに至った者となるものとする。
- 第3条 施行日に組合員となった者であってその前日において健康保険の被保険者であった者について、健康保険法（大正11年法律第70号）による被扶養者として認定されている者がいる場合は、組合は、当該者を国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）による被扶養者であるものとみなして認定を行い、「組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて」（平成19年9月21日財計第1980号）第3（1）の規定にかかわらず、令和4年12月末日までの間に国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第95条第3項の規定による被扶養者の要件の確認を行うこととする。
- 2 前項の規定による確認の結果、被扶養者の要件を満たしていないことが確認された者については、要件を欠くに至ったときから被扶養者の認定を取り消すこととする。ただし、当該者のうち、60歳以上の者であって130万円以上180万円未満の所得があることが確認された者については、令和5年1月1日に被扶養者の要件を欠くに至ったものとする。

附 則（令和4年12月9日財計第4488号）
この改正は、令和5年2月1日から適用する。ただし、国家公務員共済組合法等の運用方針の一部改正（令和4年8月3日財計第3171号）附則第3条第2項の規定により令和5年1月1日に被扶養者の要件を欠くに至ったものとされた者に係るこの改正による改正後の（一）共済組合法関係第2条関係「第1項第2号」第2項第3号の規定は、令和5年1月1日から適用する。

- 附 則（令和5年3月28日財計第1589号）
- 1 この改正は、令和4年10月1日から適用する。
- 2 令和4年10月1日に組合員となった者が同年9月30日に健康保険法（大正11年法律第70号）第102条による出産手当金を受給していた場合においては、この改正による改正後の（一）共済組合法関係第67条関係「第1項」第1項の規定にかかわらず、組合員となった日から出産の日後56日までの間において勤務に服することができなかった期間、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第67条による出産手当金を支給するものとする。

附 則（令和5年9月29日財計第3812号）
この改正は、通達の日から適用する。

附 則（令和6年4月1日財計第1570号）
この改正は、令和6年4月1日から適用する。